

平成26年度 第2回 東京都北区環境審議会

次 第

日時：平成26年8月7日（木）

午後2時～

場所：北区役所 第一委員会室
（第一庁舎4階）

【次 第】

1 開 会

2 議 事

（1） 「北区環境基本計画」の改定について

①環境基本計画における答申案について

3 閉 会

【配布資料】

○次第（本紙）

○座席表

○委員名簿

資料1 北区環境基本計画（答申案）

参考資料1 北区環境基本計画の改定スケジュール

※資料1、参考資料1は事前配布資料になります。

平成26年度第2回東京都北区環境審議会座席表

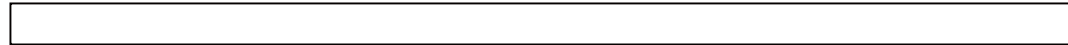
H26.8.7
第一委員会室

みやうち としみち
宮内 利通

生活環境部長

いながき しげたか
稲垣 茂孝

環境課長



北区グリーンクラブ会長

はら よしこ
原 芳子

トライネットワーク

こやま ふみひろ
小山 文大

公募区民

ひろの かなめ
広野 要

公募区民

あきやま かおり
秋山 香織

東京農工大学大学院
農学府准教授

よしかわ まさと
吉川 正人

千葉大学大学院
園芸学研究科准教授

やない しげと
柳井 重人

東京大学名誉教授

まきで よしひろ
巻出 義紘

おおさわ たかし
大沢 たかし

区民生活委員会副委員長

あおき ひろこ
青木 博子

区民生活委員会委員長

はなみ たかし
花見 隆

区議会副議長

とえだ たいこう
戸枝 大幸

区議会議長

おばな ひでお
尾花 秀雄

北区商店街連合会 会長

さいとう くにひこ
齋藤 邦彦

北区町会自治会連合会 副会長
(赤羽地区町会自治会連合会 会長)

まるた よりかず
丸田 頼一
〈会長〉

(一社)環境情報科学センター 理事長

平成26年度 東京都北区環境審議会委員名簿

| 環境審議会 | | 氏 名 | (ふりがな) | 所 属 | 備 考 |
|------------------|-------|--------|-------------|---------------------------------|----------|
| 学識経験者 六人 | | | | | |
| | 学識経験者 | 丸田 頼一 | (まるた よりかず) | 一般社団法人 環境情報科学センター 理事長 | 千葉大学名誉教授 |
| | 学識経験者 | 細見 正明 | (ほそみ まさあき) | 東京農工大学大学院 工学研究院 教授 | |
| | 学識経験者 | 巻出 義紘 | (まきで よしひろ) | 東京大学名誉教授 | |
| | 学識経験者 | 品川 明 | (しながわ あきら) | 学習院女子大学 環境教育センター 教授 | |
| | 学識経験者 | 柳井 重人 | (やない しげと) | 千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授 | |
| | 学識経験者 | 吉川 正人 | (よしかわ まさと) | 東京農工大学大学院 農学府 准教授 | |
| 区民、事業者、及び民間団体 七人 | | | | | |
| | 公募区民 | 秋山 香織 | (あきやま かおり) | | |
| | 公募区民 | 広野 要 | (ひろの かなめ) | | |
| | 区民 | 齋藤 邦彦 | (さいとう くにひこ) | 北区町会自治会連合会副会長 (赤羽地区町会自治会連合会 会長) | |
| | 民間団体 | 小山 文大 | (こやま ふみひろ) | トライネットワーク | |
| | 民間団体 | 原 芳子 | (はら よしこ) | 北区グリーンクラブ 会長 | |
| | 事業者 | 尾花 秀雄 | (おばな ひでお) | 北区商店街連合会 会長 | |
| | 事業者 | 岸田 辰夫 | (きしだ たつお) | 一般社団法人 北産業連合会 顧問 | |
| 区議会議員 四人 | | | | | |
| | 区議会 | 戸枝 大幸 | (とえだ たいこう) | 議長 | |
| | 区議会 | 花見 隆 | (はなみ たかし) | 副議長 | |
| | 区議会 | 青木 博子 | (あおき ひろこ) | 区民生活委員会 委員長 | |
| | 区議会 | 大沢 たかし | (おおさわ たかし) | 区民生活委員会 副委員長 | |
| 事務局 | | | | | |
| | 区職員 | 宮内 利通 | (みやうち としみち) | 生活環境部長 | |
| | 区職員 | 稲垣 茂孝 | (いながき しげたか) | 生活環境部環境課長 | |

北区環境基本計画 (答申案)

<目 次>

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 計画の基本的事項..... | 1 |
| 1.1 目的..... | 1 |
| 1.2 計画の期間..... | 1 |
| 1.3 計画の範囲..... | 1 |
| 1.4 計画の位置づけ..... | 2 |
| 1.5 計画の体系..... | 3 |
| 2 計画の目標..... | 4 |
| 3 取組みの方向性..... | 8 |
| 3.1 北区的环境を育むきずなづくり..... | 8 |
| 3.1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり..... | 9 |
| 3.1-2 環境経営の促進..... | 15 |
| 3.1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり..... | 18 |
| 3.2 安全・安心な区民生活環境の確保..... | 20 |
| 3.2-1 身近な環境問題に関する取組み..... | 21 |
| 3.2-2 包括的な化学物質対策..... | 24 |
| 3.2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み..... | 26 |
| 3.3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区..... | 28 |
| 3.3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策..... | 29 |
| 3.3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入..... | 35 |
| 3.3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築..... | 37 |
| 3.4 区民と自然が共生できる仕組みづくり..... | 40 |
| 3.4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進..... | 41 |
| 3.4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり..... | 45 |
| 3.4-3 環境保全上健全な水循環の回復..... | 50 |
| 4 計画の進行管理..... | 52 |
| | |
| 参考資料 計画を取り巻く背景..... | 54 |
| 1 北区の地域特性..... | 54 |
| 2 北区の取組み状況と課題..... | 61 |
| 3 検討の経過..... | 66 |
| 4 委員名簿..... | 67 |

1 計画の基本的事項

1.1 目的

この計画は、環境基本法第7条における地方公共団体の責務及び東京都北区環境基本条例に基づき、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与するため、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とします。

1.2 計画の期間

本改定は平成 27（2015）年度を新たに始期と設定し、超長期的目標を見据えつつ、平成 36（2024）年度を目標年次とします。

また、北区の環境に関わる社会情勢の変化に応じて、計画の中間見直しを実施する場合があります。

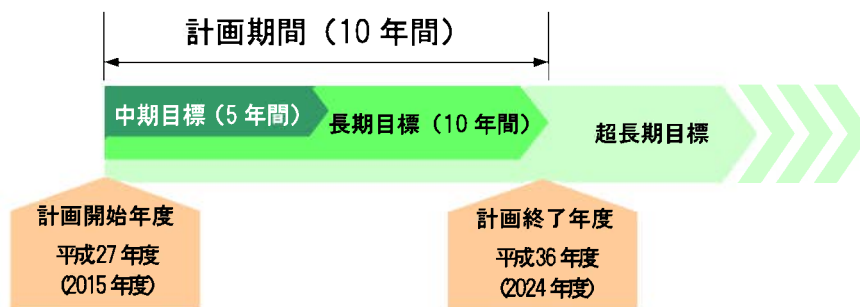


図 1 環境基本計画の計画期間

1.3 計画の範囲

この計画の範囲は、地域から地球規模の環境を幅広い視野でとらえ、また、そのための人づくりをも含みます。

今回の改定では、現行計画との連続性を担保しつつ、北区の環境を取り巻く背景の変化や国・東京都の動向を考慮し、次の事項を取り扱うこととします。

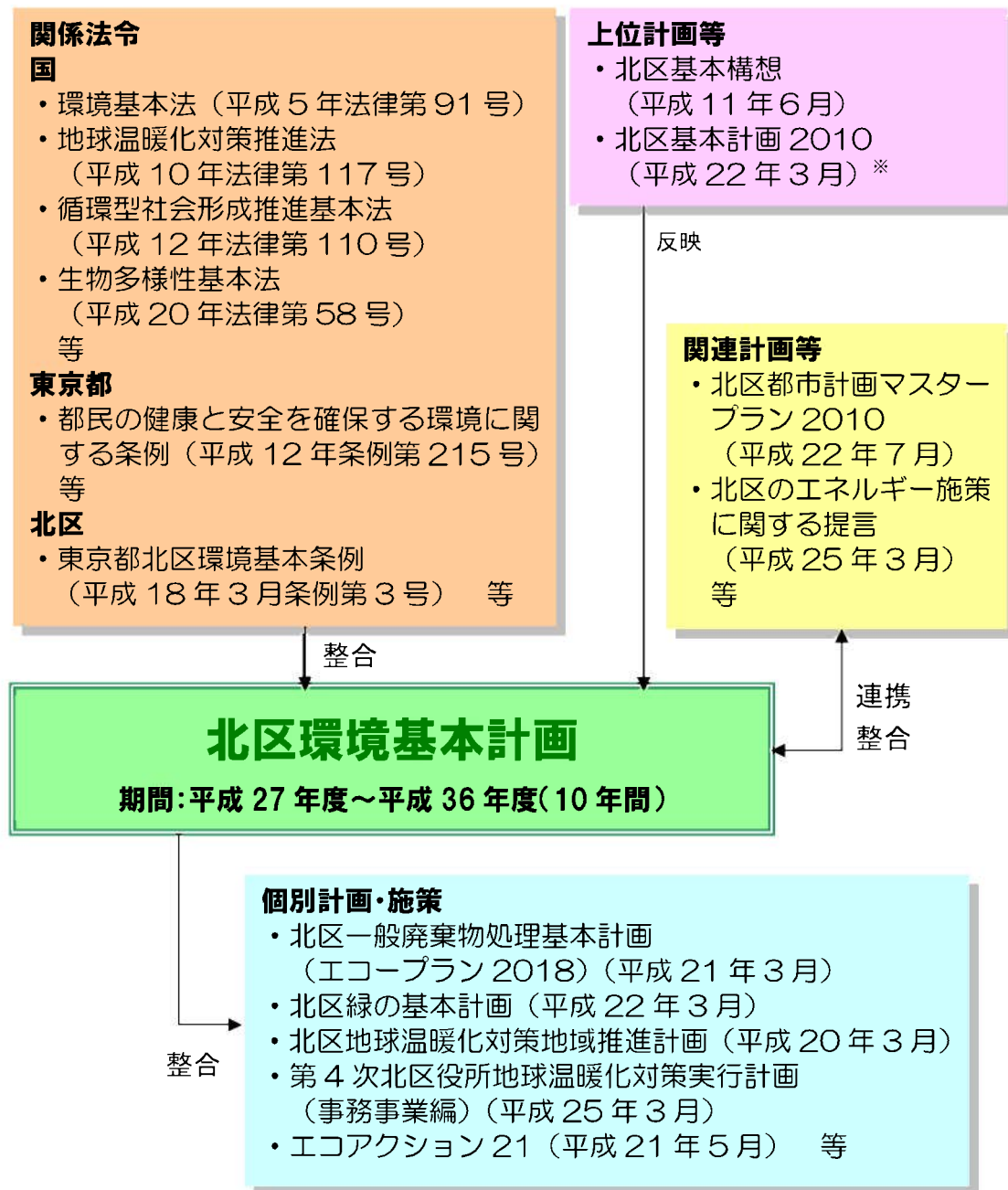
| | |
|-----------------|---|
| 低炭素・循環 | 地球温暖化対策、 省エネルギー・新エネルギーの普及啓発、 エネルギーの有効活用（スマートコミュニティ）、 循環型社会の構築 等 |
| 自然共生 | 生物多様性の保全、 自然や緑に関する学習機会や場所の増加、 区民と自然が共生できる環境づくり 等 |
| くらし・環境経営 | 環境学習、エコアクション 21 の普及啓発（環境に優しい行動の定着、環境情報の開示等）、 持続可能経営（環境への戦略的対応、組織体制の構築等）、環境負荷の抑制 等 |

図 2 計画の範囲

1.4 計画の位置づけ

この計画は、東京都北区環境基本条例の趣旨を踏まえ、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定めるものです。同条例では、環境の状況及び環境保全に関する施策の実施状況を報告することとしています（「北区の環境」を毎年度発行）。

計画の位置付けは以下に示すとおりであり、関連する法令や計画を反映し、これらと整合をとりながら、計画を推進していきます。また、北区として、環境方針の目指す「環境共生都市」の実現に向け、地球環境問題に率先して取り組みます。

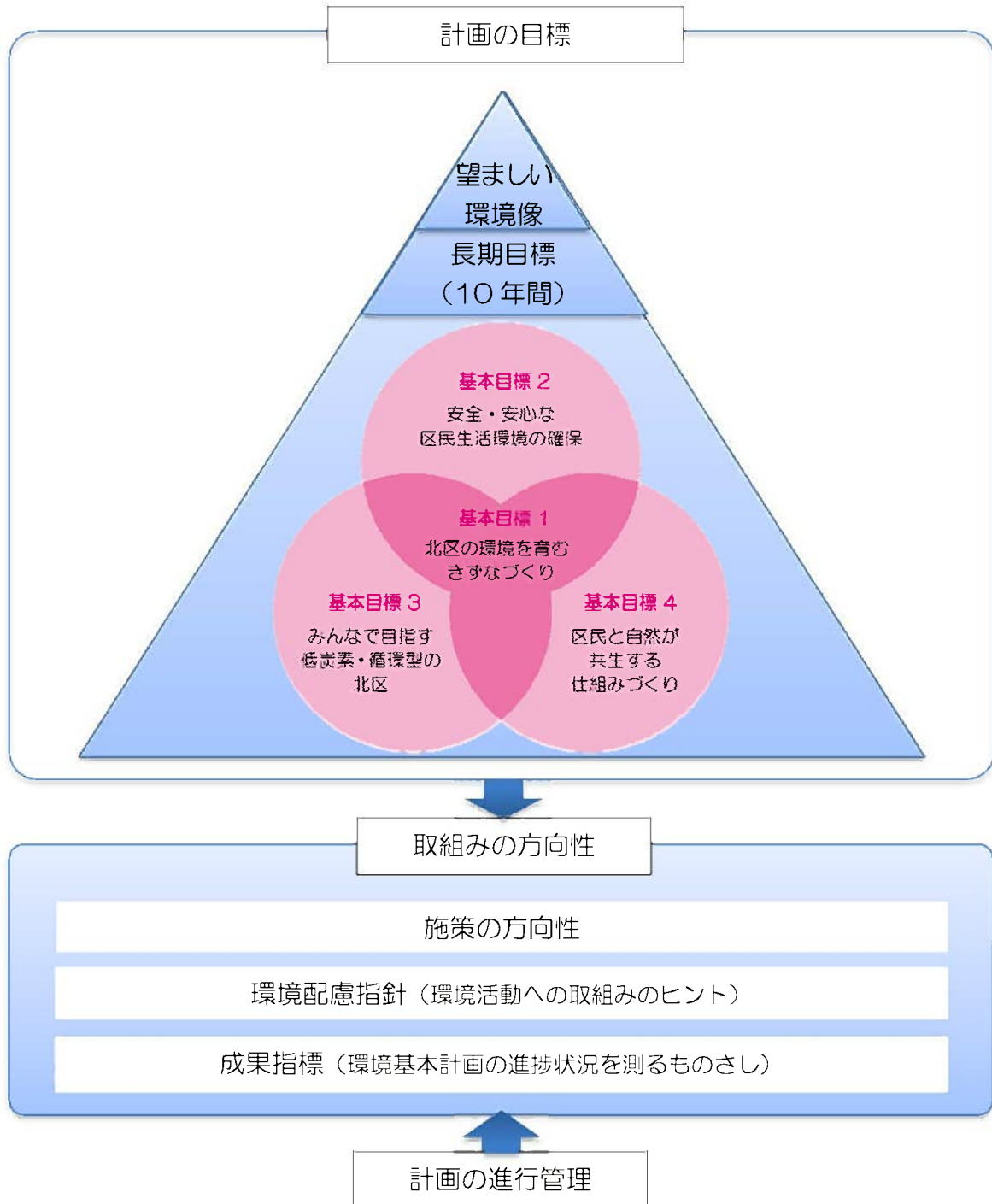


※ 北区基本計画 2010 は、平成 26 年現在改定中です。

図 3 『北区環境基本計画』の位置づけ

1.5 計画の体系

本計画では、北区の望ましい環境像を実現するために、10年間の目標を定め、目標を達成するための区の実施（施策）の方向性、区民・事業者の環境活動への取り組みのヒント（環境配慮指針）、計画の進行を測る物差し（成果指標）を整理しています。さらに、取り組みの進捗を測るために、進行管理体制を構築することとしています。



2 計画の目標

区民・事業者・民間団体・北区の共通の超長期目標として、21 世紀中葉における北区のあるべき環境の姿を示す「望ましい環境像」を掲げます。

みんなが環境を考え・行動するまち

コンセプト：すべての区民・事業者・民間団体・北区が、協働して環境活動に取り組んでいる、住みたくなるまちを表しています。

わたしたちは、このまちを「ふるさと北区」として愛し、誇りとし、将来世代に継承する責務を有しています。そのために、環境の保全と創造に、区民一人ひとりが自覚を持ち取り組んでおり、それを支える仕組みが整っている、持続可能な北区を目指します。

望ましい環境像の実現を見据えつつ、今後 10 年間の長期目標を次の通り設定します。

長期目標（10 年間）

持続可能な環境共生都市実現に向け、地域のきずなづくりを推進する

現在及び将来のすべての区民が健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市を実現するためには、自主的かつ積極的な取り組みによって、環境の保全と創造が適切に推進される必要があります。さらに、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えた新たな取り組みを積極的に進めていくことが求められます。

少子高齢化の進展によって、長期的に見ると人口減少が現実的なものとなってくると予想される中、将来にわたって環境の保全と創造を進めていくためには、あらゆる世代の区民・事業者・民間団体や国・東京都との連携・協働のもと、各種ニーズを踏まえた環境保全のための仕組みづくりを進めていくことが必要です。

次に、長期目標（10 年間）達成のため、4つの基本目標を設定し、取組みを進めていくこととします。

4つの基本目標は、それぞれ独立して達成を目指すものではなく、互いに連携しています。連携の中心的役割を担うのが「北区の環境を育むきずなづくり」です（図 4）。

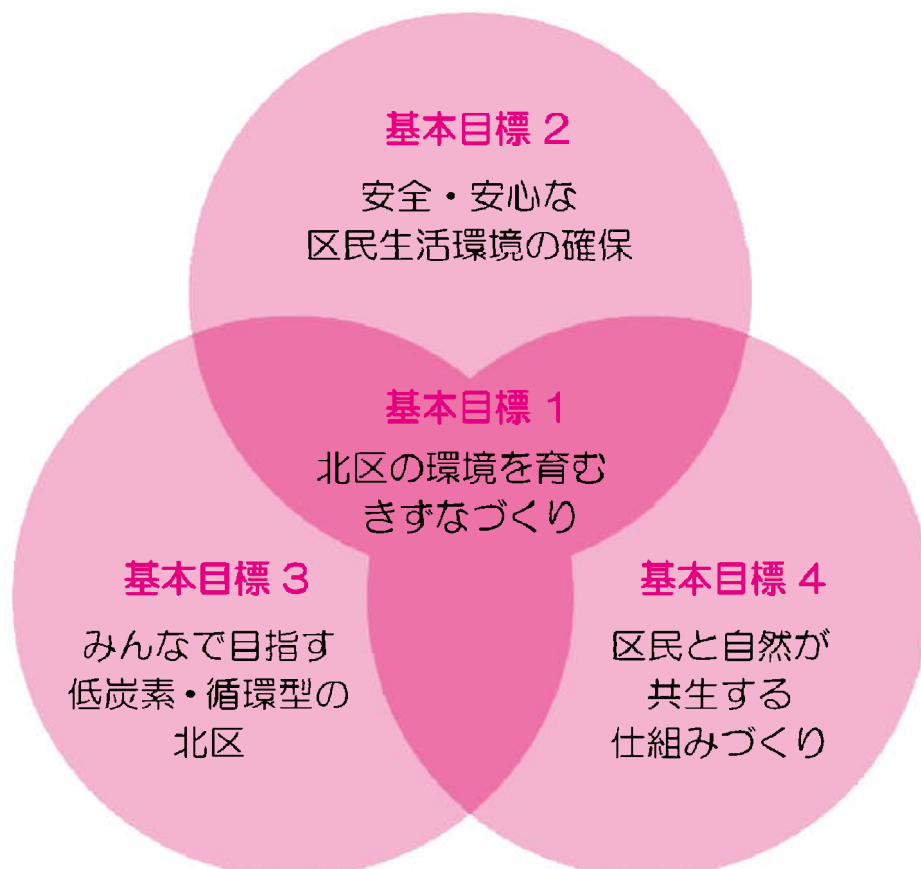


図 4 基本目標の関連性

基本目標 1

北区の環境を育むきずなづくり

北区は、河川沿いの水辺や緑、崖線と湧水地など豊かな水と緑に恵まれた地域です。この特性を活かし、これまでも環境活動を率先する環境リーダーの育成や活動の場の確保、事業者への取組みを進め、一定の成果が得られています。北区でくらすあらゆる世代が、北区の特徴である豊かな自然を「ふるさと」として感じられるような意識づくりとともに、体験教室や交流会といった環境関連イベント開催によって、経験をとおした行動の定着を目指します。環境負荷対策に取り組む中小企業に対しても、その行動を推進するための支援が求められます。

これらを踏まえ、区の自然環境を維持したい（守りたい）という意識を世代間で共有し、あらゆる区民が身近な自然を感じるとともに、区民・中小企業の活動の支えとなる基盤の整備を進めます。

基本目標 2

安全・安心な区民生活環境の確保

良好な生活環境と区の魅力は密接に関係しています。北区の生活環境の保全に対する取組みは、国や東京都との連携のもと、計画的に実施されてきましたが、世帯数の約 7 割が集合住宅に居住する北区では、住宅の過密化・生活様式の多様化等の地域課題を踏まえた新たな取組みが必要になっています。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する取組みについては、国や東京都との連携のもと、概ね計画的に実施してきたところです。

身近な生活環境に関する課題に対しては、地域の実情を熟知した北区が主体的に関わることを基本とし、広域的な課題解決に関しては国や東京都、関係機関と連携しつつ、総合的に対策を進めます。

基本目標3

みんなで目指す低炭素・循環型の北区

区民や中小企業による省エネ・新エネ・3R への取組みは、地球に負荷を与えない持続可能な社会に貢献します。そのため、現行計画では、区民や中小企業に対する省エネ促進や新エネ導入、3Rの実施を呼びかけてきたところです。

世帯の約7割が集合住宅に居住する北区では、居住者の一存では設備導入が進められない集合住宅への支援を進めていくことが求められます。このような支援は区内に多く所在する中小企業に関しても必要であり、低炭素社会との相互の関係を踏まえつつ、循環型社会を構築していくための取組みを継続的に進めます。

基本目標4

区民と自然が共生する仕組みづくり

北区には、人々に親しまれる河川と崖線の緑や湧水などの自然が残っています。

河川沿いの水辺は、都市に残された貴重な自然であり、数多くの野鳥、河川生物が確認されています。また、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園等の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性があります。

緑は、日差しを遮る、気温を下げる、風を弱めることで、人に潤いややすらぎを与えます。さらには、火災の延焼防止、生け垣化による地震発生時のブロック塀等の倒壊による災害減少など、防災上の機能も期待されます。

このようなかけがえのない水辺や緑を守るため、北区では、長期的な視野を持ち、生物多様性に係る意識の醸成、緑の保全と創出、健全な水循環を確保していくための仕組みづくりを進めます。

3 取組みの方向性

3.1 北区的环境を育むきずなづくり

基本目標を踏まえ次の3つの施策の柱のもと、取組みを進めます。

(施策の柱)

3.1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり

3.1-2 環境経営の促進

3.1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

3.1-1 環境保全・創造のための人・地域づくり

持続可能な社会を構築するためには、環境保全活動の担い手としての
づくり、活動できる地域づくりが不可欠です。

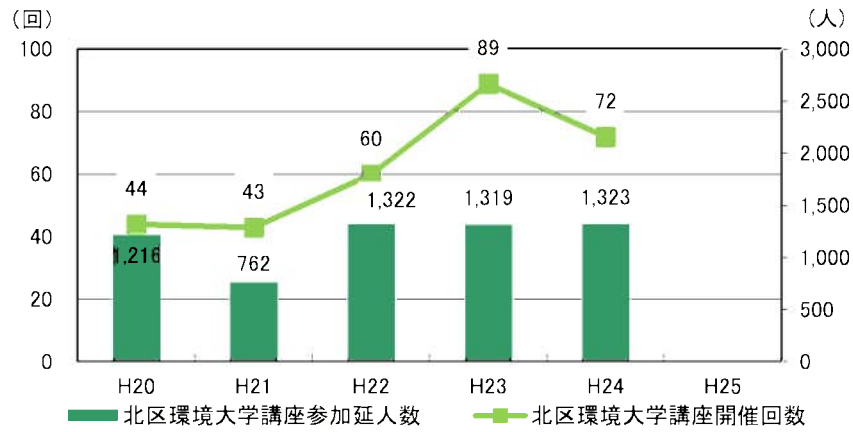
現状

- 持続可能な社会の構築を推進するうえでは、地域の自然的社会的条件に応じた環境負荷の低減に向けた取組みを率先するリーダーの存在と活用が必要です。
- 北区では、以下の事業に取り組み、気づきの機会の確保、環境学習の場の充実を図るとともに、それらに係る指導者（環境リーダー、みどりの協力員等）の育成を進めています。

- ・ 北区環境大学
- ・ 学校や社会における環境教育・学習
- ・ 啓発用冊子の作成・配布
- ・ 環境イベントの開催
- ・ 体験教室・観察会等の多種多様なプログラムの開発・実施
- ・ 環境活動自己診断（区内の全小学校5年生とその家族を対象に毎年実施）

等

- 平成 20（2008）年度に開講した「北区環境大学」の講座開催回数は、開始当初と比べて増加しています。平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度は開催回数に関わらず、参加人数はほぼ横ばい傾向で推移しています（図 5）。
- 区内 4 ヲ所にあるエコ広場館は、リサイクル生活文化の振興を図るため、区民との協働によるリサイクル活動拠点として設置された施設です。平成 20（2008）年に 4 館目となる赤羽エコ広場館が開館し、利用人数は、近年は増加傾向にあります（図 6）。
- 自然ふれあい情報館（清水坂公園内）の来館者数は、近年は減少傾向にあります。環境保全のための人材育成・地域づくりの拠点として、活性化していくことが求められます（図 7）。
- みどりと環境の情報館（愛称「エコベルデ」、豊島五丁目遊び場内）における園芸教室開催回数および参加人数は、横ばいで推移しています（図 8）。
- アンケートによると、環境情報の提供やその拠点となる環境学習の場の充実について、「満足」又は「やや満足」との回答率が比較的低くなっています（図 9）。



資料：「北区の環境」(北区、平成21～25年度)

図5 北区環境大学の講座開催回数と参加人数の推移

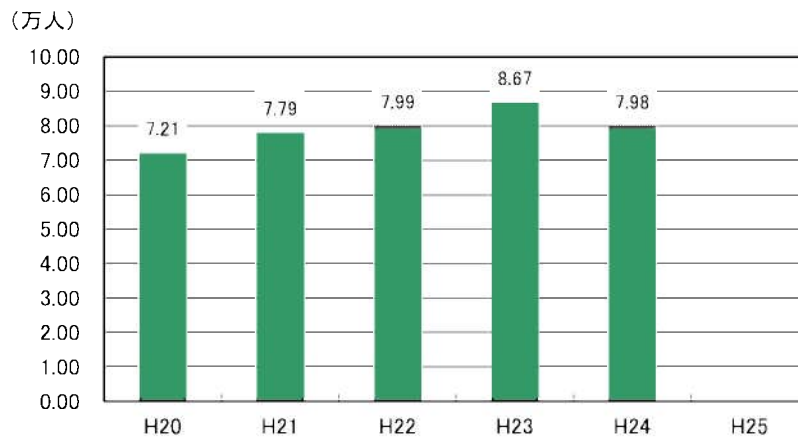
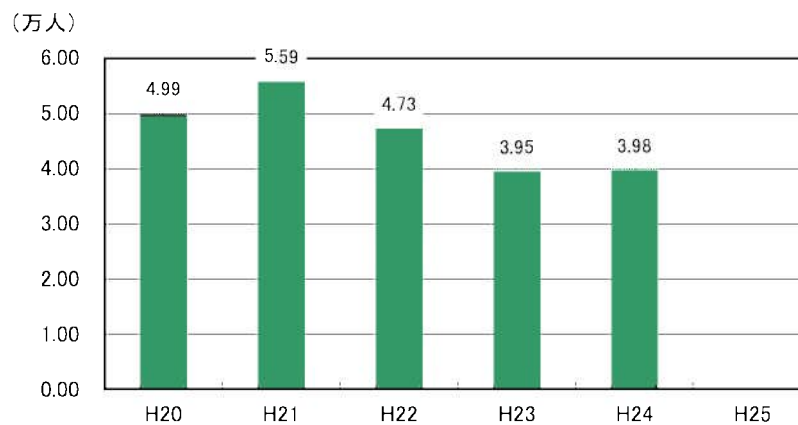
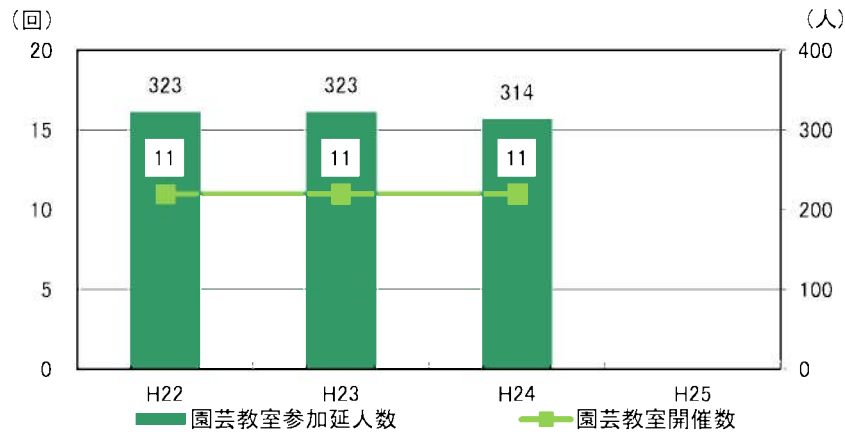


図6 エコー広場館利用人数の推移



資料：「北区の環境」(北区、平成21～25年度)

図7 自然ふれあい情報館来館者数の推移



資料：「北区の環境」(北区、平成23～25年度)

図8 みどりと環境の情報館における園芸教室開催数と参加人数の推移

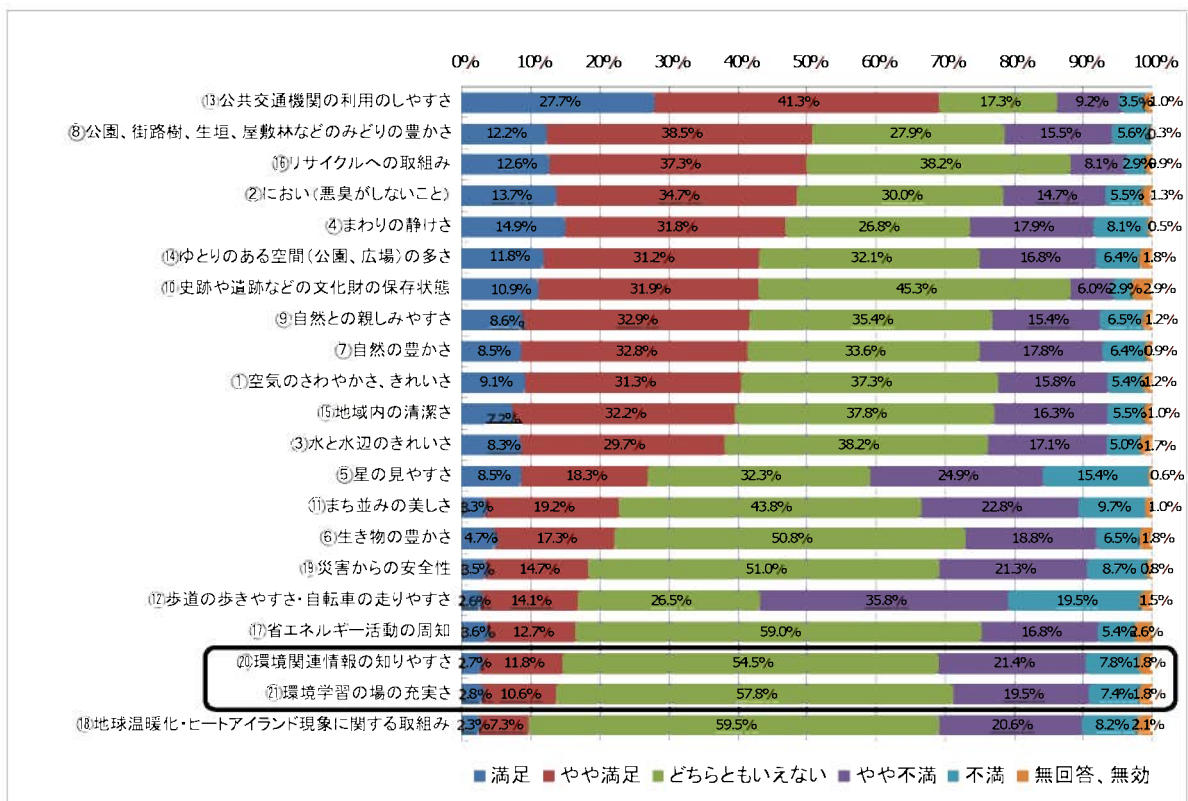


図9 北区の環境に対する満足度に関するアンケート結果(区民)

課題

- ◇ 環境保全・創造のための力を育て、取組みを地域に根付いたものとするためには、家庭、学校、地域、企業、民間団体と連携し、様々な場において環境教育・環境学習の機会の確保を進めていく必要があります。
- ◇ そして、取組みの継続性を確保するためには、担い手となる環境リーダー、美化ボランティア等の民間団体の活躍の場を確保していく必要があります。
- ◇ 加えて、環境保全に関する取組みを更に拡げていくためには、組織・ネットワーク体制の構築による情報共有の推進や経験を通じた行動の定着が必要です。

施策の方向性

- ◆ 「環境大学事業」において、みどりと環境の情報館（愛称「エコベルデ」）や自然ふれあい情報館などの施設を活用して、体系的な環境学習システムの構築を図り、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる環境リーダーの発掘・育成に重点的に取り組みます。

<施策例：環境活動の担い手の活躍の場の確保>

- ・ 多岐にわたる地域の環境関連活動を醸成するため環境活動の担い手を北区環境大学等の臨時講師として登用するとともに、公共施設を活躍の場として提供していきます。

- ◆ 家庭、学校、地域、企業等の様々な場における環境保全の取組みの推進に必要な組織・ネットワークづくり等の環境を整備することについて検討を進めます。

<施策例：体験型の啓発事業の推進>

- ・ 区民・事業者が、環境保全・創造に関して自発的に考え実践するために、「北区環境大学事業」と連携した出前講座等の体験型の啓発事業を進めます。

<施策例：環境活動のための拠点づくり>

- ・ 各種環境活動の機会醸成のため、みどりと環境の情報館（愛称「エコベルデ」）、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園等の環境学習拠点の活用策と、区民や事業者との協働による運営の仕組みを検討していきます。
- ・ 環境活動の場として、学校施設跡地等を活用することで、地域での取組みを後押しするとともに、コミュニティの醸成を図ります。

<施策例：他自治体との連携による地域活性化>

- ・ 北区と農村地域を結ぶ体験事業に取り組むことによって、地域外の人との交流を通じ、環境の保全に関して意欲ある人材の育成を図ります。

<施策例：パートナーシップによる人づくり・地域づくりの裾野の拡大>

- ・ ホームページや環境学習拠点の活用、広報への掲載を通じ、民間団体や自治会による環境活動、企業による環境教育やCSR活動*等に関する情報共有を図ります。

- ・ 人材育成（ESD*）・紹介等の地域の各主体をつなげる仕組みを構築し、取組みの裾野を広げます。
 - * CSR 活動：事業者による社会貢献活動のこと。CSRは「Corporate Social Responsibility」の略で、「事業者の社会的責任」と訳されます。
 - * ESD：「Education for Sustainable Development」の略で、持続可能な社会の実現に向けて構想する人材を育成する教育のこと。

- ◆ 民間団体によるイベントの一齐開催など、区民意識を啓発する仕組みの構築について検討します。

＜施策例：交流機会の拡充＞

- ・ 環境リーダー、民間団体や事業者等が行う環境活動を促進するため、みどり環境の情報館（愛称「エコベルデ」）、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園等の環境学習拠点を交流会開催場所として提供します。
- ・ 環境学習拠点に掲示板を創設することにより、環境活動を実施する主体間の意見交換を促進します。広報誌を作成するなど、環境活動に関する発表の場を創出します。

＜施策例：北区学校支援ボランティア活動推進事業の継続＞

- ・ 学校における環境学習の支援等の環境関連活動を含む学校支援事業のボランティア活動の支援を継続します。

＜施策例：子どもの頃からの環境教育の推進＞

- ・ 区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。
- ・ 身近な生きもの調査等への参加を通して、生きものの保全や取り扱いに関する気づきの機会の確保を図ります。

- ◆ 環境リーダー、美化ボランティア等の民間団体が行う取組みと、取組みを行いたい区民・事業者を支援します。

環境配慮指針

（区民）

- ・ 「環境リーダー養成講座」などに参加し、地域での環境保全活動のリーダーを目指します。
- ・ 出前講座・体験教室に参加します。
- ・ 環境イベントの実施などの際に、区との協働に努めます。
- ・ みどり環境の情報館（愛称「エコベルデ」）、自然ふれあい情報館、赤羽自然観察公園などの環境学習拠点に行ってみます。
- ・ 農村地域との体験事業に参加します。
- ・ 本、テレビ、新聞、HP、環境学習拠点の活用などを通じて地域や地球の環境情報に目を向けます。
- ・ 環境関連活動を含む学校支援事業のボランティア活動に参加します。
- ・ 家庭内において省資源・省エネルギーに取り組みます。

(事業者)

- 出前講座や体験教室、観察会、施設見学会、環境のイベントに協力します。
- 環境学習拠点の整備や運営に参加します。
- 本、テレビ、新聞、HP、広報誌、業界紙などを通じて、環境情報を積極的に入手し、活用します。
- 自社の環境保全の取組みについて積極的に公表します。
- 環境保全活動やセミナー、ボランティアなどへ従業員を参加させます。
- 従業員への環境教育を行います。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|--------------------------|---|---------------|
| 北区環境大学事業での開催講座数 | 72回 (平成24年度) | 維持 |
| 環境学習拠点の利用人数 | エコー広場館 7.98万人(平成24年度) 自然ふれあい情報館 3.98万人(平成24年度) みどりと環境の情報館 314人(平成24年度) | 増加 |
| 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数 | (新規) | 表彰・公表制度の構築・運用 |

3.1-2 環境経営の促進

北区の環境保全を進めるためには、区内中小企業の協力が不可欠であることから、事業活動のグリーン化に向けた取組みを進めていくことが重要です。

現状

- 近年、企業の環境に関する取組みは、環境負荷低減への関心が高まる中で広がりをみせています。

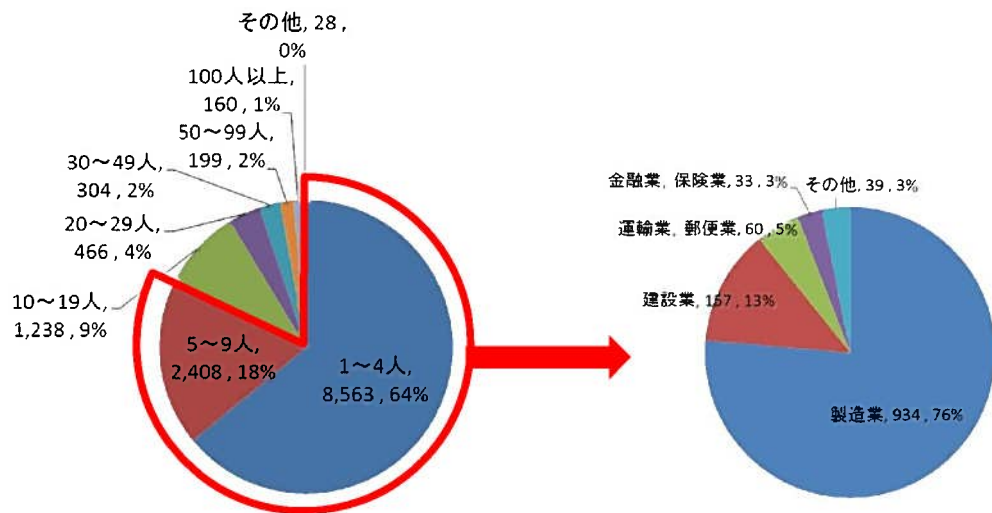
例) CSR 活動の一環としての取組み

ISO 等の認証取得・自主行動計画の策定等の環境配慮型事業活動 等

- 北区の平成 24（2012）年度の事業所数は 13,366 事業所です。出版・印刷・同関連産業等の大規模事業所もありますが、10 人未満の比較的規模の小さな事業所が約 8 割を占めています（図 10、左）。
- 従業員数が 10 人未満の事業所について、その産業分類をみると、「製造業」「建設業」「運輸業、郵便業」といった事業所が多いことがわかります（図 10、右）。
- アンケートによると、環境マネジメントシステムを構築又は検討中であるという回答の事業者は、3 割弱*となっています（図 11）。

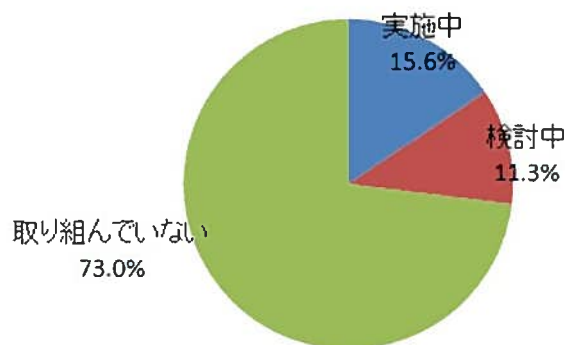
※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比

- 北区でも、「エコアクション 21 認証取得支援事業」を進めており、事業者の環境に対する取組みの促進を図ってきたところです。平成 20（2008）から平成 25（2013）年度で 31 事業所が取得しました。



出典：平成 24 年経済センサス・活動調査（総務省統計局 平成 26 年 3 月）

図 10 北区の実業所の特性
(左：従業員規模別事業所数、右：中小企業の産業分類)



※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比
 図 11 環境マネジメントシステムの構築に関するアンケート結果（事業者）

課題

- ◇ 中小企業が環境配慮型事業を行うためには、自らが環境に与える影響を認識し、環境配慮を意識させるための環境教育が必要です。
- ◇ 中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 を一層普及させるためには、そのメリットを十分享受できるような仕組みを構築することが求められます。

施策の方向性

- ◆ 環境保全に関する取組みへの参加を促すため、中小企業に向けた情報発信を進めます。

<施策例：中小企業への情報発信>

- ・ 中小企業による環境保全に関する取組みへの参加を促すため、インターネット等を活用し、セミナー開催情報や業種別の先進事例、助成金情報等の情報発信に努めます。

- ◆ 環境マネジメントシステムの導入を含む環境配慮の取組みが、中小企業にも普及するとともに、自らのメリットにつながるような仕組みづくりを進めます。

<施策例：中小企業の環境保全を進める仕組みの構築>

- ・ 事業者の環境への取組みを後押しする民間団体等を対象に、北区内で展開可能な活動内容を募集し、中小企業へ提案します。
- ・ 北区は、エコアクション21認証事業者のホームページでの公表、自ら設定した環境目標達成率に応じた表彰制度等の取組みを後押しする仕組みの構築を進めます。

<施策例：区自らの率先行動>

- ・ 北区は、エコアクション21に基づく職員研修を継続します。

* CSR活動：事業者による社会貢献活動のこと。CSRは「Corporate Social Responsibility」の略で、「事業者の社会的責任」と訳されます。

環境配慮指針

(事業者)

- ・ エコアクション21など環境管理規格の認証取得に努めるなど、経営方針に環境保全を取り入れます。
- ・ 環境保全の担当者または担当部署を設置し、事業活動のチェックを行います。
- ・ 事業所における環境保全を進める際に参考となるセミナーへの参加やインターネットを活用するなど、情報収集に努めます。
- ・ 自ら行う環境保全活動に関して、情報提供やPR活動に努めます。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|-------------------------------------|----------------|--------|
| 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成件数 (中小企業者等) | 2件 (平成25年度) | 増加 |
| 環境経営に関するセミナーへの参加者数 | 5社 (平成25年度) | 増加 |

3.1-3 環境に関する情報共有の仕組みづくり

区民・事業者の環境に関する意識向上や行動の促進を図るためには、環境に関する情報（低炭素、資源循環、自然共生、環境確保等）の整備と、ニーズに応じた情報の提供を行うことが必要です。

現状

- 区民・事業者が環境行動を進めていくうえで、北区の環境がどのような状況にあるのか、何に取り組んでいるのかを知ることは、重要です。
- 北区では、区内の環境の現状や環境に関する施策の進捗状況を毎年「北区の環境」として取りまとめ、公開しているところです。
- 昭和61（1986）年度から平成元（1989）年度にかけて実施した、植物、昆虫、野鳥、小動物の調査に関しては、図鑑を作成して有料で頒布しました。また、その後の環境変化を把握するため、平成19（2007）年度から平成21（2009）年度にかけ、植物、野鳥、昆虫・小動物の調査を再度実施しました。この調査結果をもとにガイドブックを作成して有料で頒布しています。
- さらに、「北区環境大学」による環境講座、みどりと環境の情報館（愛称「エコベルデ」）での園芸教室、自然ふれあい情報館での環境に関する講座等を実施しています。

課題

- ◇ 環境に対する区民の意識の向上に伴って情報の種類や提供方法に対するニーズが多様化しています。提供する情報の信頼性、正確性を確保した上で、いつでも誰でもが、環境に関する情報を分かりやすいかたちで容易に入手できるようにすることが求められています。

施策の方向性

- ◆ 地域に密着した環境関連の先進事例を紹介し、地域の住民・民間団体・事業者等の各主体が保有している情報の共有を進めます。

<施策例：環境情報誌の発行の継続>

- 地域に根付いた環境情報を発信していきます。

<施策例：環境学習拠点における情報発信>

- みどりと環境の情報館（愛称「エコベルデ」）における、政府・自治体刊行物、環境雑誌等の資料提供に取組みます。
- ホームページや北区でのイベントを通じて、地域における環境への取り組み状況や成果を発信するなど、情報共有の仕組みを構築します。
- 有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みを検討します。

- ◆ 北区環境大学事業において、情報の活用を進めます。

＜施策例：北区環境大学事業と連携した、理科支援教材の提供＞

- 大学や有識者との連携のもと、大学・企業等との協働による環境学習カリキュラムを充実させることを検討します。
- 子どもたちが生きものに直接ふれて学ぶことを通して、環境問題に対して正しく考え行動できる力を身につけることができるような教材の提供を継続します。
- 4つの河川が流れる北区の特性を活かし、「北区と川の関わり方」をまとめた啓発資料を作成するなど、気づきの機会を増やす取組みを進めます。

環境配慮指針

（区民）

- 環境学習拠点を活用します。
- 環境問題を積極的に学習し、得た知識を地域の環境保全活動に生かします。

（事業者）

- 事業所の見学会や環境講演会を開催するなど、区民との交流を深めます。
- 民間団体などとの情報交換や交流に努めます。
- 業界団体で事業者の力を結集して、地域社会の環境保全を進めます。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|----------------------------------|----------------------|---------|
| 環境学習拠点における情報発信回数 | 定期的に実施 ^{*1} | 現状維持 |
| 区内の環境を学ぶための啓発資料の作成数 | 定期的に実施 ^{*2} | 現状維持 |
| 有識者や高齢者等が有する環境関連情報を継承・蓄積する仕組みの構築 | （新規） | 制度構築・運用 |

*1 みどりと環境の情報館における環境雑誌等

*2 「北区と川の関わり方」など

3.2 安全・安心な区民生活環境の確保

基本目標を踏まえ次の3つの施策の柱のもと、取組みを進めます。

(施策の柱)

3.2-1 身近な環境問題に関する取組み

3.2-2 包括的な化学物質対策

3.2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

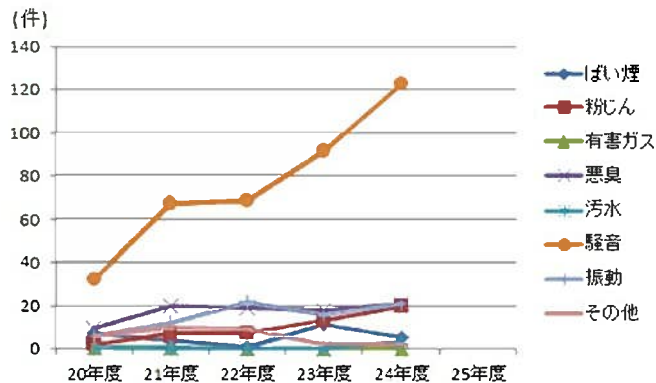
3.2-1 身近な環境問題に関する取組み

都市生活と密接に結びついている問題に関しては、継続的な啓発活動の実施等によって、環境にやさしいライフスタイルや近隣住民等に配慮した事業活動の定着を図ることが重要です。

現状

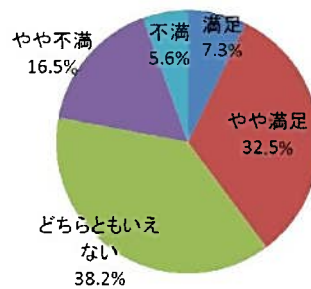
- 住宅の過密化・生活様式の多様化による都市・生活型公害については、区に寄せられる苦情の割合が増えています。
- 北区における公害苦情件数を現象別に見ると、騒音に関わるものが最も多く、かつ増加しています。その発生源としては、建設作業に関するものが最も多く、次に一般家庭のピアノやエアコンから出る生活騒音、飲食店等の営業に伴う音、拡声器の音等が多くなっています（図 12）。
- 北区では、騒音に関する相談の一環として、騒音計の貸し出しサービスを行っています。
- その他にも、身近な環境をよりよくするため、駅前におけるタバコのポイ捨て防止の地域美化にも取り組んでいます。アンケートによると「地域内の清潔さ」に関し、満足・やや満足との回答が4割程度*ありました（図 13）。

* 「無効、無回答」を除いた構成比



資料：北区の環境

図 12 現象別苦情件数



* 「無効、無回答」を除いた構成比

図 13 地域内の清潔さに関するアンケート結果 (区民)

課題

- ◇ 住工混合が進む中、工場を発生源とする騒音・振動への、地域特性に応じた対策が必要となっています。
- ◇ 一般家庭の生活騒音に関しては、個人の生活行動に伴うため、音に対する気配りをはじめ、近隣に配慮した暮らし方に関する継続的な啓発活動が必要です。
- ◇ 地域美化に関しては、生活環境の改善に向け、区民一人ひとりの自覚を高めることが重要です。

施策の方向性

- ◆ 工場や建設作業を発生源とする騒音・振動等の産業型公害については、生活環境の悪化を招かないよう、工場等の事業場に対する監視、規制・指導を行います。

＜施策例：工場・事業場への指導、公害防止パンフレットによる意識啓発の継続＞

- ・ 工場・事業場への指導、公害防止パンフレットによる意識啓発を継続します。

- ◆ 一般家庭の生活騒音等の都市・生活型公害については、東京都など関連機関と連携し、良好な生活環境を守るため、相談対応するとともに、未然に防止するため啓発活動や情報発信等を行っていきます。
- ◆ 喫煙マナーを向上させるべく、歩きタバコによる火傷等の防止とともに、タバコのポイ捨てによる吸い殻の散乱を防止等するための事業を推進します。

＜施策例：ポイ捨て防止事業の充実＞

- ・ 区内駅周辺におけるキャンペーンの継続とともに、区内企業等と連携した喫煙者のマナーの向上を図ります。

- ◆ 町会・自治会をはじめ、地域の企業にも働きかけ、協働して地域美化に取り組めます。

＜施策例：地域における清掃活動の促進＞

- ・ 事業者や民間団体等との連携のもと、地域主導の美化運動を推進していきます。

環境配慮指針

(区民)

- ・ 掃除機・洗濯機・エアコンなどの購入時はできるだけ低騒音型を選びます。
- ・ エアコンの室外機や給湯器などの据付けは、できるだけ隣家から離します。
- ・ 楽器やテレビの音などで、近隣に迷惑をかけないようにします。
- ・ タバコや空き缶などのポイ捨て、不法投棄、自転車放置などはしません。
- ・ 家の前や地域の清掃を進んで行き、環境美化に努めます。

(事業者)

- ・ 近隣の環境に配慮した作業時間を設定します。
- ・ 低騒音・振動型の建設機械や設備の導入に努めます。
- ・ 建設時に、工事に対する周辺住民の理解を得られるようにします。
- ・ 飲食店やカラオケなどの営業時には、近隣への騒音に十分注意します。
- ・ 敷地内外の清掃に日常的に取り組めます。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|------------------------|---------|--------|
| 騒音・振動等に関する工場・事業場への指導回数 | 定期的に実施* | 現状維持 |
| 環境美化キャンペーンの開催回数 | 定期的に実施 | 現状維持 |

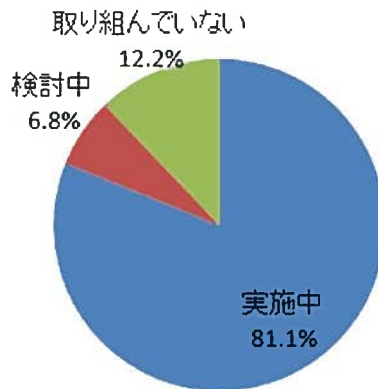
*公害防止パンフレットによる意識啓発など

3.2-2 包括的な化学物質対策

区民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、対象事業所への指導の徹底や正しい知識の普及に努め、包括的に対応していくことが重要です。

現状

- ダイオキシン類や重金属による土壌汚染、アスベストによる健康被害及び化学物質による環境汚染も心配されています。
- 国・東京都では、化学物質対策の必要性等への理解を高めていくため、環境リスクに関する情報を分かりやすく提供することとしています。
- アンケートによると、有害化学物質を適正に管理しているとの回答が8割※あり、ほとんどの事業者が取り組んでいると想定されます（図 14）。
※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比
- 北区では、建築物の解体・改修時におけるアスベストの飛散防止対策を徹底しています。



※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比

図 14 有害化学物質の適正管理に関するアンケート結果（事業者）

課題

- ◇ 区民の健康の維持のため、有害物質の適正な管理について、指導の徹底を進めていく必要があります。
- ◇ 新たな健康影響物質に関しては、正しい知識の普及によって、理解を高めていくことが求められます。

施策の方向性

- ◆ 国や東京都との連携のもと、指導の徹底と正しい知識の普及によって、化学物質による環境リスクの低減に努めます。

<施策例：化学物質の適正管理の推進>

- 都条例に基づく化学物質の適正管理や法令遵守について、指導等を行っています。
- 有害化学物質に対する正しい知識の普及を図ります。

<施策例：土壌・地下水汚染拡散防止の確保>

- 工場廃止時の土壌汚染調査や対策の実施について、都条例に基づく指導を徹底します。

環境配慮指針

(区民)

- 野外でのごみの焼却はしません。
- 殺虫剤・除草剤の使用を減らします。
- 家電リサイクル法や自動車リサイクル法を守ります。

(事業者)

- 有害物質を含んだ排水やその他の化学物質は適正に管理します。
- 事業系廃棄物（産業廃棄物等）を適正に処理します。
- 化学物質に関する法規制や条例を遵守します。
- 取引先に対しても、納入製品に関する化学物質の適正管理をお願いする。など、化学物質による公害の未然防止を図ります。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|----------------------------------|-------------------------|------------|
| 有害化学物質の適正管理に関する情報発信 | 定期的に実施* | 現状維持、情報の充実 |
| 有害ガス排出工場の規制基準適合率 (有害ガス排出工場調査) | すべて規制基準以内 (平成 24 年度) | 継続 |

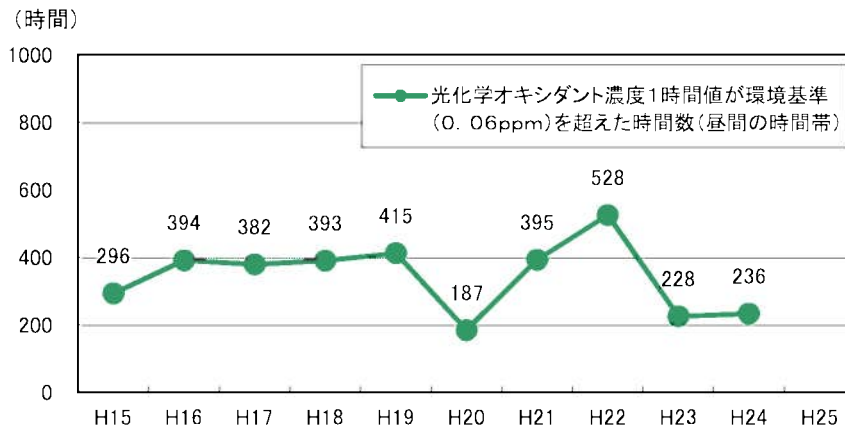
*ホームページ等での情報発信

3.2-3 広域的な環境問題の解決に向けた取組み

区民の健康の保護及び生活環境の保全を進めるためには、光化学オキシダントやヒートアイランド等の広域環境課題への対応も必要です。

現状

- 自動車による大気汚染について、東京都によるディーゼル車の排気ガス規制の強化などにより、改善の兆しが見られるようになりました。
- わが国における大気汚染の状況は、様々な施策により、全体としては改善しつつありますが、光化学オキシダントについては、その環境基準達成率は低くなっています（図 15）。平成 21（2009）年 9 月に環境基準が設定された PM2.5 については、全国的に環境基準の達成率が低い状況にあります。
- 北区では、PM2.5 の測定の結果、長期的評価である年平均値、短期的評価である日平均値の 98% 値ともに環境基準を達成していません。
- 都市部で顕著な問題として、ヒートアイランド現象があります。東京都は平成 15（2003）年 3 月に「ヒートアイランド対策取組方針」を取りまとめ、東京都による率先行動、民間との共同施策の推進、調査研究を進めています。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質に関しては、子どもの施設を中心に放射線量の測定を実施するとともに、測定結果を公表しました。



資料：「北区の環境（平成 24 年度実績）」（北区、平成 25 年度）

図 15 光化学オキシダントの推移

課題

- ◇ 光化学オキシダントや PM2.5 については、国や東京都と連携のもと、関連情報を区民にわかりやすく提供する必要があります。
- ◇ ヒートアイランドについて、その現象の強弱や影響度を評価する方法はあるものの、対策についての効果を評価する手法はまだ確立されていません。

施策の方向性

- ◆ 光化学オキシダントやPM2.5 に関しては、国や東京都及び関係機関との情報交換を行ない、区民への情報発信等の対応を行っていきます。

<施策例：光化学オキシダントやPM2.5 への対応>

- ・ 国や東京都及び関係機関との情報交換を行ない、区民への情報発信等の対応を行っていきます。

- ◆ 国や東京都が行うヒートアイランドに関する調査・研究に協力します。

<施策例：ヒートアイランド対策への協力>

- ・ 国や東京都が行うヒートアイランドに関する調査・研究に協力し、広報に努めます。

- ◆ 放射線対策については、国と東京都のモニタリング状況を注視しつつ、必要が生じた場合には、迅速に対応できる体制を構築していきます。

環境配慮指針

(区民・事業者)

- ・ 雨水などを使用した打ち水で、地面の温度を下げます。
- ・ 社有車の買い替えの際には低公害車などを導入します。
- ・ エコドライブを実践します。
- ・ 通勤時はできるだけ公共交通機関を利用します。
- ・ 雨水を貯めておいて草木の水やりなどに再利用します。
- ・ ベランダや家・事業所のまわりに緑を増やします。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|--------------------------|--------|------------|
| 光化学オキシダントやPM2.5 に関する情報発信 | 定期的実施* | 現状維持、情報の充実 |
| ヒートアイランド対策に関する情報発信 | (新規) | 情報の充実 |
| 大気汚染物質の測定 | 定期的実施 | 現状維持 |

* 広報・ホームページ等での情報発信

3.3 みんなで目指す低炭素・循環型の北区

基本目標を踏まえ次の３つの施策の柱のもと、取組みを進めます。

(施策の柱)

3.3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

3.3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

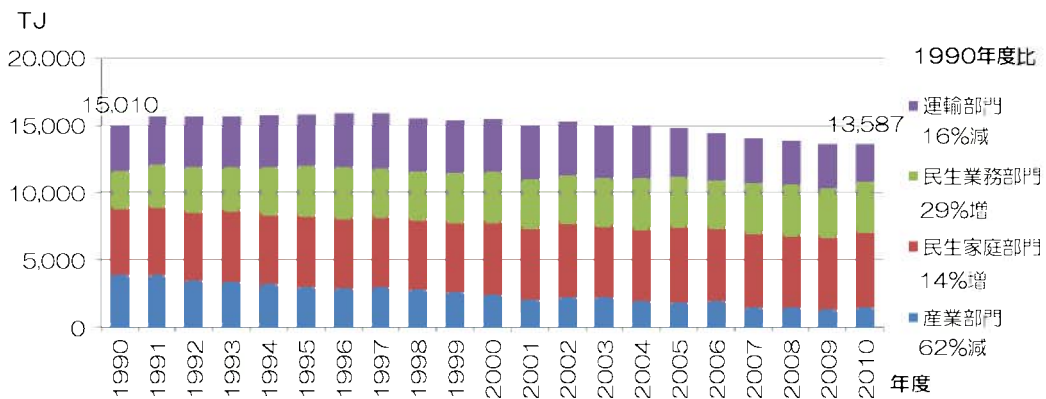
3.3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

3.3-1 積極的な参加が期待されるエネルギー対策

地球温暖化問題を解決するためには、区民・事業者が徹底的な省エネ行動が行えるよう、家庭における省資源や省エネルギーに対する支援、公共施設における率先行動を進めていくことが重要です。

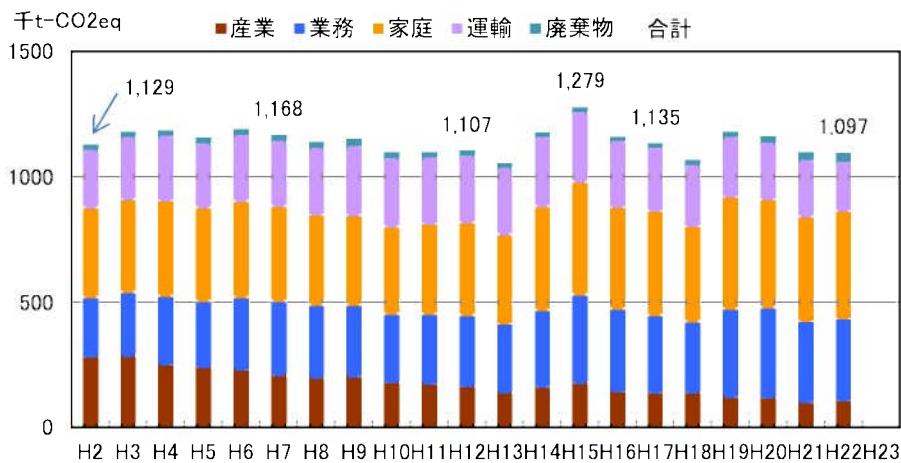
現状

- わが国は、平成 23 (2011) 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、地球温暖化対策とエネルギー政策の一体的な見直しを迫られています。
- 北区のエネルギー消費量は、平成 24 (2010) 年度 13,587TJ (テラジュール) となり、京都議定書の基準年である平成 2 (1990) 年度と比べて約 1 割減少しました。内訳を見ると、産業部門や運輸部門で削減が進みましたが、家庭 (民生家庭部門) と事務所・ビル、商業・サービス業施設 (民生業務部門) において増加しています (図 16)。
- 北区の温室効果ガス排出量は、平成 20 (2008) ~平成 24 (2012) 年度において平成 2 (1990) 年度比 2%削減の目標に対し、平成 22 (2010) 年度実績において 0.4%削減にとどまっています。これは、基準年と比べて電力等のエネルギー需要が増加したことや、火力発電所稼働率の増加に伴う電力排出原単位の上昇によって、電力消費に伴う排出量が増えたことが要因であると推察されます (図 17)。
- 北区の事業活動に関しては、前述 (p15) の通り、10 人未満の比較的規模の小さな事業所が約 8 割を占めているという特性があります。
- 家庭に関しては、住戸数は 164,450 戸 (平成 20 (2008) 年度) のうち約 7 割が集合住宅 (長屋建、共同住宅) という特性があります (図 18)。
- 北区では、住宅及び事業所に対し、太陽光発電システム等の再生可能エネルギー機器、高効率給湯器等の省エネルギー機器等の導入助成を実施しています。



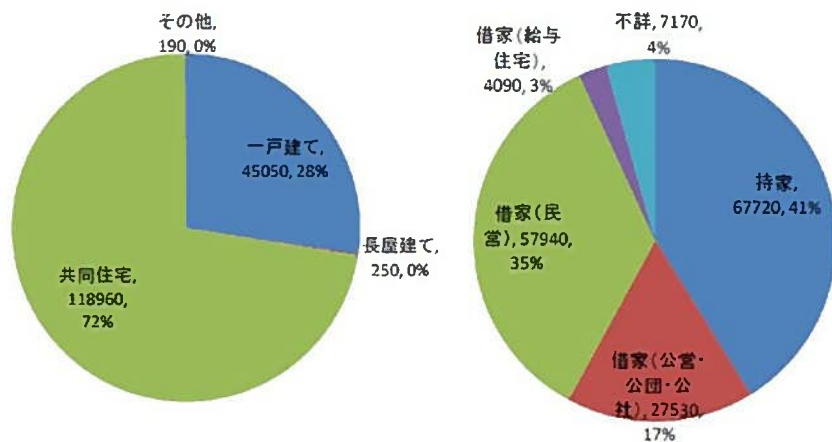
資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2010年度）」平成25年3月
 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

図16 北区のエネルギー消費量の推移



資料：「特別区の温室効果ガス排出量（1990年度～2010年度）」平成25年3月
 オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

図17 北区の温室効果ガス総排出量の推移



資料：住宅土地統計調査（平成20年度）、北区行政資料集（平成24年度版）

図18 北区の住宅数及び所有形態別住居数（再掲）

課題

- ◇ エネルギー政策を取り巻く状況が大きく変化する中で、家庭や事業所ではエネルギーの効率的な利用を進めていくことが必要です。そのきっかけとして、省エネ・新エネ導入を進めるための支援が求められます。
- ◇ 特に、居住者の一存では、省エネ・新エネ導入が決められない集合住宅への支援が必要です。
- ◇ 環境負荷の少ない移動手段の活用は、省エネルギーであるとともに、健康増進のメリットもあることから、進めていく必要があります。
- ◇ 省エネを普及させるため、区民・事業者の行動を促す仕組みづくりが必要です。

施策の方向性

- ◆ 区民・事業者の徹底的な省エネ行動普及のために、北区が率先して、事務及び事業に関する温室効果ガスの排出削減を図ります。

<施策例：公共施設の省エネ・新エネ導入の促進>

- ・ 新築、改修時の省エネ設備の導入や断熱性能の向上等、環境に配慮した区有施設整備を進めます。
- ・ 区道の街路照明に関しては、引き続きLED化を推進していきます。

- ◆ 民間の開発事業者、住宅メーカーやエネルギー設備メーカー等とも連携し、住宅や事業所の省エネ化を推進します。

<施策例：省エネ製品の普及・啓発>

- ・ クール・ネット東京のパンフレット等を活用し、省エネ機器やコージェネレーション設備等のエネルギーを有効活用できる設備機器の紹介を進めていきます。
- ・ 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成を継続します。

- ◆ 建物所有者・管理者等に対し、エネルギー供給事業者や民間団体が行う省エネに資する取組み情報を発信していくことで、住宅や中小企業の省エネ化を推進します。

<施策例：住宅や中小企業に対する省エネ・新エネ導入の拡大>

- ・ 区が行う講習を受講した電気店等が区民に対し、省エネに関するアドバイスをを行うことにより、住宅の省エネ促進を図ります。
- ・ 集合住宅や事業所の建物・設備の省エネ改修・運用改善等について、省エネ相談を実施し、建物所有者・管理者等への動機づけや、メリットを感じられる省エネルギー・新エネルギー活用の推進に取り組みます。
- ・ 東京都との連携のもと商店街の街路灯のLED化を推進します。

- ◆ 技術革新の動向を踏まえて、「新エネルギー・省エネルギー機器等の導入助成制度」の充実、省資源・省エネルギーに関する情報や、日々の営みの中で楽しみながら続けていくことができる取組み情報を発信していくなど、区民が省資源・省エネルギーに取り組むきっかけづくりを進めます。

＜施策例：区民・事業者の省エネ対策・新エネ導入行動の促進＞

- ・ ゲーム感覚で、家庭での省エネ対策・新エネ導入の方法や効果を楽しみながら学べる仕組みを構築し、優れた取組みを表彰するなど、行動の促進・継続を図ります。
- ・ エネルギー供給事業者との協働によって、家庭の省エネに役立つスマートメーターの活用策を紹介します。
- ・ 環境行動に対する意識改革を図るため、ホームページや環境学習拠点の活用を通じ、小学校とその家族を対象に行っている環境活動自己診断を一般区民にまで拡大します。
- ・ 中小企業でも参加しやすい環境活動自己診断書を作成します。診断結果を活用した省エネを促進させるための仕組みについて検討します。
- ・ エネルギー供給事業者による省エネルギー設備に関する割引契約や、金融機関による低利子融資、東京都による省エネ促進税制に関する情報等の優遇制度に関する情報の整理・提供を進めていきます。また、取組み効果が期待できる事業所には、北区の助成制度を活用した省エネルギー機器の導入や東京都の省エネ促進税制の活用を促す等によって、東京都と連携した事業所の省エネの仕組み構築について検討します。
- ・ 新エネルギー機器等の効率的な運転・管理に必要な知識や技術を身につけるための講習会を開催する等によって、新エネルギー機器の普及を促す行動の定着を図ります。

- ◆ 区民が環境に配慮した行動を取れるよう、学校と連携し、家庭での省資源・省エネルギーを支援するなど、子どもの頃からの環境教育を推進します。

＜施策例：公共施設の省エネ・新エネ導入の促進＞

- ・ 学校改築の際には、環境に配慮した高効率省エネ設備や新エネルギーの活用を積極的に図るとともに、環境教育の教材としても活用します。
- ・ 区立小中学校における省エネ活動を一層推進するため、前年度比で節減できたエネルギー使用量を金額換算し、うち2分の1を学校運営を充実させるための予算として還元する省エネ・インセンティブ制度を導入します。

- ◆ 設備更新を行い、エネルギー消費量の実測に協力頂ける区民や中小企業と協働して、省エネ対策の普及啓発冊子を作成・公表し、さらなる省エネ対策を推進します。
- ◆ 再生可能エネルギーの導入を盛り込んだ先進的な地域づくりの検討を進めます。

- ◆ 区として、環境負荷の少ない移動手段の選択に努めるほか、ウォーキングの促進や自転車への代替による省エネ効果のアピールを進めます。

＜施策例：環境負荷の少ない移動手段の選択＞

- エコドライブ講習会の開催、公有車更新時における電気自動車等の低公害車の率先導入等の環境負荷の少ない移動手段の選択に、積極的に取り組みます。
- 「33万人健康づくり大作戦(健康フェスティバル・ウォーキング大会)」と連携して、ウォーキングを促進します。
- 自動車から自転車へ代替した場合の健康効果とあわせて省エネ効果をアピールする等の利用促進の取組みを行います。

環境配慮指針

(区民)

- 省エネ型の家電製品や照明を購入・利用します。
- 新しい家を建てる時には、省資源・省エネルギー、断熱に配慮します。
- 太陽光発電などの自然エネルギーの利用に努めます。
- 断熱や採光、冷暖房の温度設定の調節などにより、省エネルギーに努めます。
- 省エネ対策・新エネ導入の方法や効果の知識を身につける。
- 環境活動自己診断で温室効果ガス排出量を把握し、削減目標を立てます。
- 公共交通や自転車などの利用、徒歩に転換し、自動車の利用を極力控えます。
- エコドライブを実践します。

(事業者)

- エコアクション21や環境活動自己診断で、電気やガスなどの燃料の利用状況や、温室効果ガスの排出量を把握し、削減目標を立てます。
- 太陽光発電や下水熱、工場排熱などの自然エネルギー・未利用エネルギーの有効活用に努めます。
- 事務所の建設時や設備機器の更新時は、省資源・省エネ型の設備機器(照明、空調、コージェネレーションシステムなど)の導入を検討します。
- 通勤時の公共交通への転換により、自動車の利用を極力控えます。
- エコドライブを実践します。
- クリーンエネルギーを利用します。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|--------------------------|-------------------------------------|---------------|
| 新エネルギー及び省エネルギー機器等の導入累計数 | 775件 ^{*1} (平成25年度) | 増加 |
| 省エネ・新エネ設備導入技術講習の実施 | 実施 (平成26年度) | 現状維持 |
| 環境活動自己診断事業への参加者数 | 回収数 1,655枚 ^{*2} (平成25年) | 増加 |
| 家庭・事業所での優れた取組みに対する表彰・公表数 | (新規) | 表彰・公表制度の構築・運用 |

*1 新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成（住宅・事業者、中小企業者等）

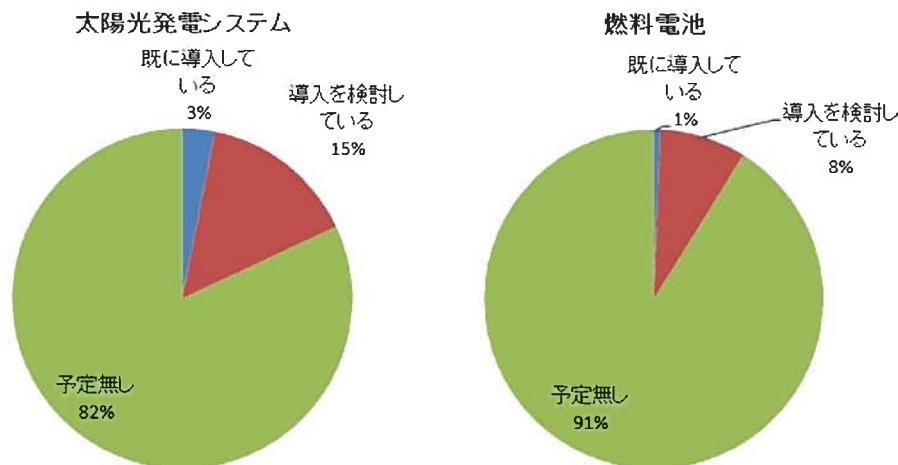
*2 北区の環境

3.3-2 災害時も活用可能なエネルギーシステムの導入

東日本大震災以降、エネルギーの使い方も踏まえた新たなエネルギーシステムの考え方を整理し、地域の安心と安全を実現する取り組みを検討することが求められています。

現状

- 東日本大震災及び原子力発電所事故は、私たちの暮らしや事業活動にエネルギーの安定供給が欠かせないことを改めて認識させるものでした。
- 政府は、「安全性」「安定供給」「経済効率性の向上」「環境への統合」というエネルギー政策の基本に則り、新たなエネルギー政策の方向性を示すものとして「第四次エネルギー基本計画」を策定しています。
- アンケートによると、省エネルギー・新エネルギーを導入又は導入検討と回答した事業者は、太陽光発電システムで2割弱、燃料電池で1割弱*でした（図19）。また、電気自動車又はハイブリッド車を含め、災害時の非常用電源とすることを導入理由とする事業者もいました。
※ 「無効、無回答」を除いた構成比
- 北区でも、避難所等の活動を支援するため、公共施設への非常用発電機等の導入を進めています。



※ 「無効、無回答」を除いた構成比

図19 省エネルギー・新エネルギー設備の導入に関するアンケート結果（中小企業）

課題

- ◇ 政府のエネルギー政策の見直しを踏まえ、災害時にも活用可能なエネルギーシステムの構築を、地球温暖化対策と合わせて考えていく等によって、地域の創意工夫を活かした取り組みの検討を進めていく必要があります。

- ◇ 災害時の活用を視野に入れた再生可能エネルギー導入の検討を進めることが必要となっています。

施策の方向性

- ◆ 災害時におけるエネルギーセキュリティに対する考え方は、想定される災害（首都直下型地震、東南海地震等）によって異なります。大規模災害によって引き起こされる問題、それを解決するための対策を実施するために北区として何をすべきかについて、検討を進めます。

＜施策例：非常時における自立電源の確保＞

- ・ 非常時にも活用できる自立電源として、蓄電池や燃料電池等を用いた電気システムについて検討を進めます。

＜施策例：公共施設・学校等への率先導入（防災機能強化のための新エネルギーの導入）＞

- ・ 公共施設の新築・改修の際やエコスクール事業を通じて、学校等への新エネルギー機器の率先導入を進めます。
- ・ 停電時の電源確保が可能な蓄電池付き太陽光発電設備の導入等のエネルギー融通を実現するシステムの構築について検討します。

＜施策例：災害時のエネルギー供給設備の整備＞

- ・ 広範囲に渡って、系統からの電力供給が停止するような大規模災害を対象として、非常用発電機導入等の災害時のエネルギー供給を図ります。

- ◆ 災害時にも活用可能な再生可能エネルギーの導入について検討を進めます。
- ◆ 家庭、ビル、地域のエネルギーマネジメントシステム、蓄電池や燃料電池等を総合的に組み合わせたスマートコミュニティや自立・分散型エネルギーシステムの構築等について検討を進めます。
- ◆ 地域の創意工夫をいかした自発的で低炭素な地域づくりの可能性について検討を進めます。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|--------------------|----------------------|--------|
| 学校等への新エネルギー機器の導入件数 | 25 施設 (平成 25 年度) | 増加 |
| 区有施設への非常用発電機の導入件数 | 113 機* (平成 25 年度) | 適宜更新 |

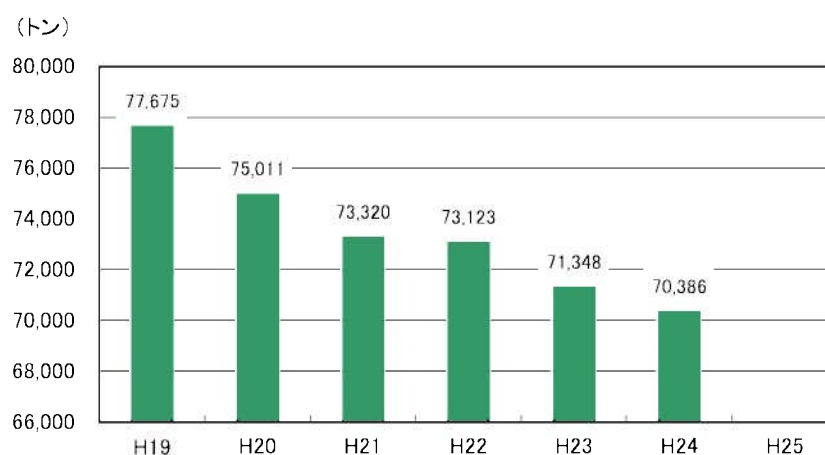
* 避難所 62 箇所は全整備

3.3-3 健全な物質循環の確保と循環型社会の構築

私たちは、発展の方向を持続可能なものとし、健全な物質循環を確保した循環型社会の構築に向けて取組みを進めていくことが必要です。

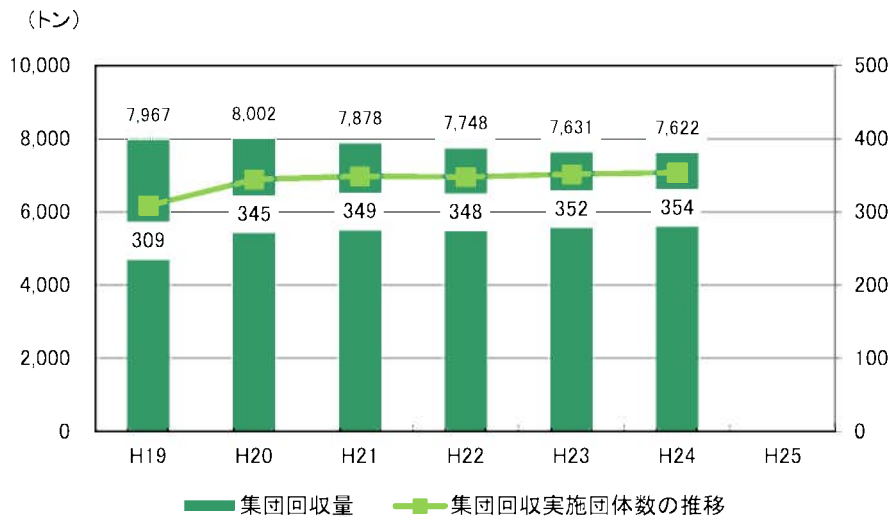
現状

- 私たちが歩んできた経済性・効率性・利便性を優先させる社会システムは、大量消費や大量廃棄を伴うため、地球温暖化やオゾン層の破壊、熱帯雨林の乱伐など、様々な地球規模の環境問題を引き起こしています。
- わが国では、従来の大量生産・大量消費型・大量廃棄型の社会を見直し、環境への負荷をできる限り少なくする循環型社会の形成に向けた取組みが進められています。
- 北区では、平成 26 年 1 月資源循環推進審議の答申を受け、より一層のごみの減量・資源化の促進を図るため、「北区一般廃棄物処理基本計画（エコプラン 2018）」を改定します。また、雑がみの資源化、小型家電や金属の資源化を進め、さらなる循環型社会の構築を目指す取組みを行っていきます。
- 北区が収集したごみ量については、平成 24（2012）年度で平成 19（2007）年度と比べて 6.17%減と着実に削減されています（図 20）。
- 町会・自治会・マンションの管理組合・PTA 等の団体が自主的に資源を回収する集団回収による回収量は、平成 20（2008）年度までは増加したものの、近年は減少傾向にあります（図 21）。



資料：「北区の環境（平成 24 年度実績）」（北区、平成 25 年度）

図 20 収集ごみ量の推移



資料：「北区の環境（平成 24 年度実績）」（北区、平成 25 年度）

図 21 集団回収量の推移

課題

- ◇ 北区は、地域循環圏等の地域における循環型社会の形成を推進していくうえで中核として、廃棄物等の適正な循環的利用や各主体間のコーディネーターとしての役割を果たすことが求められています。
- ◇ 3R に対する地域への取組みは、循環型社会の形成のみならず、地域コミュニティの再生にもつながります。そのため、地域の実情に根ざし、地域で自発的に行われる循環型社会の形成を目指す必要があります。
- ◇ 北区では、区民・事業者さらなるごみの減量への協力を求めるためには、住民とともに協働できる人材を育成する必要があります。

施策の方向性

- ◆ ごみ減量に有効な情報発信、ごみ減量懇談会等の開催、区民参加型事業等の拡充など、各世代に応じた 3R 推進のための啓発活動と環境学習を推進します。

<施策例：区民に対する普及啓発活動の継続>

- ・ 3R 推進に必要な情報を多世代にわたり普及するため、各種の媒体を活用して広報活動を推進します。
- ・ エコ広場館を活用し、区民や地域の人たちの自主的なごみ減量やリサイクル活動の支援を強化していきます。

<施策例：事業者に対する普及啓発活動の強化・継続>

- ・ 事業系ごみの減量及び適正排出進めるため、区内事業者の実態把握を行い、普及啓発や指導を行います。

- ◆ 一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、地域に住む人と人とのつながりに着目し、集団回収活動等の区民の自主的な活動の支援を強化する等といった、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めます。

<施策例：緑のリサイクル事業の促進>

- ・ 公園樹木の剪定枝等を利活用します。

環境配慮指針

(区民)

- ・ エコマークやグリーンマークなどがついた、環境に配慮した商品を選びます。
- ・ 余分なものは買わないようにします。
- ・ 食べ物については、調理法の工夫や必要な分だけ計画的に購入するなど、発生抑制に努めたライフスタイルを心掛けます。
- ・ ものを大切にし、長く使い、壊れたら修理します。
- ・ バック・トレーを使わない商品を選びます。
- ・ 詰め替え商品を積極的に利用します。
- ・ 買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋や過剰包装を断ります。
- ・ リターナブルビン(再使用できるビン)の商品を選び、ビンは返却します。
- ・ ごみの分別を徹底し、リサイクルできるものは資源ごみとして出します。
- ・ テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコンを廃棄する際には、家電リサイクル法を遵守します。
- ・ フリーマーケットを利用・参加するなど、リサイクル、リユース運動を推進します。

(事業者)

- ・ エコマークやグリーンマークなどがついた、環境に配慮した商品を選びます。
- ・ 詰め替え可能な商品や再生材料を利用した商品など、環境負荷の少ない商品の販売に努めます。
- ・ レジ袋削減運動など、過剰包装をしない運動を広げます。
- ・ 商品の修理受け入れを積極的に行います。
- ・ 事業系ごみの排出抑制を、各事業所及び業界全体で進めます。
- ・ 材料の無駄をなくし廃棄物を少なくします。
- ・ 製品はリサイクルしやすい素材や構造へ改良していきます。
- ・ 原料には再生資源を利用し、新規資源の利用を抑制します。
- ・ 販売店回収など資源の有効活用に取り組めます。
- ・ 建設廃棄物のリサイクルを推進します。
- ・ 廃棄物の適正処理を行います。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|-------------------------|--------------------------|-------------------|
| エコー広場館の年間利 用人数 | 延べ 7.98 万人 (平成 24 年度) | 増加 |
| ごみ排出量削減率 (平成 19 年度比) | 6.17% (平成 24 年度) | 20% (平成 30 年度) |
| リサイクル率 | 18.6% (平成 24 年度) | 25% (平成 30 年度) |

3.4 区民と自然が共生できる仕組みづくり

基本目標を踏まえ次の3つの施策の柱のもと、取組みを進めます。

(施策の柱)

3.4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進

3.4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり

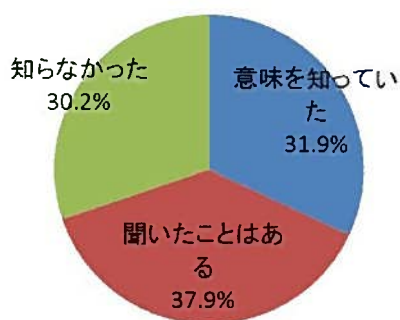
3.4-3 環境保全上健全な水循環の回復

3.4-1 生物多様性の重要性に対する理解の促進

区内の貴重な自然を守り、持続させ、地球環境の保全に貢献するためには、生物多様性の重要性について認識を深め、理解を促すことが重要です。

現状

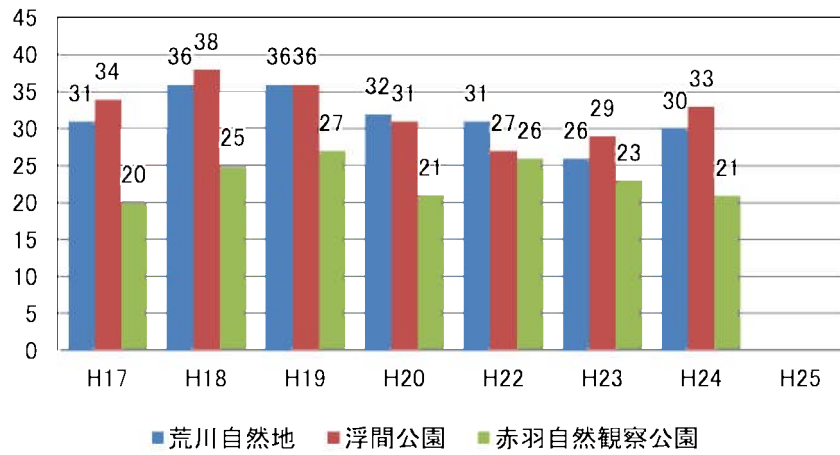
- 樹林や河川敷草地などの良好な自然環境は、将来へと引き継ぐ貴重な財産で、子どもたちが多様な生きものの命の営みと触れ合い、生きることの尊さを知るためにも、大変重要です。
- 東京都では、平成 24（2012）年 5 月に、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、緑の量を確保する従来の取組みに加え、生物多様性の保全等の緑の質を高める視点を重視し、緑の量と質をともに確保することとしています。
- アンケートによると、「生物多様性」という言葉に関して「意味を知っていた」又は「聞いたことがある」との回答率は約 7 割^{*}と高い状況です。この傾向は、年齢別に見ても差は無く、社会一般の知識として生物多様性という言葉が広まっていることがうかがえます（図 22）。
※ 「無効、無回答」を除いた構成比
- 北区では、生物多様性の保全等に関わる取組みとして、基礎的な調査を進めており、「野鳥調査」、「河川生物生息調査」を継続的に実施しています。野鳥は、区内の主な公園・緑地において、約 30 種の生息が確認されています。魚類に関しても約 30 種の生息が確認されています（図 23、図 24）。
- 環境教育の面においては、自然環境に関する率直的な教育を進める等といった、自然と触れ合う機会を増やしてきた地域もあります。



※ 「無効、無回答」を除いた構成比

図 22 生物多様性の認知度に関するアンケート結果（区民）

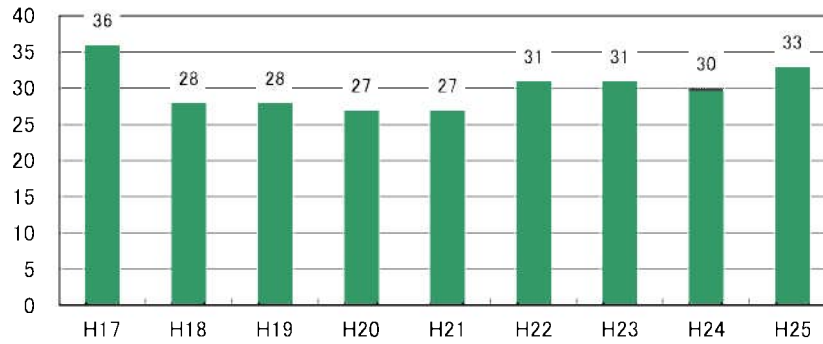
(種)



資料：「北区の環境」(北区、平成 18~25 年度)

図 23 区内で確認された野鳥の種類数の推移

(種)



資料：北区河川生物生息調査報告書 平成 25 年度

図 24 区内で確認された魚類種類数の推移

課題

- ◇ 生物多様性に関する様々な課題に取り組むためには、各種モニタリングの継続的な実施や関係団体の連携によるデータの収集・発信等の体制整備が必要です。
- ◇ 北区では、経年的に蓄積している野鳥調査結果、河川生物生息調査結果について、情報の整理とわかりやすい公表を行うことで、取組みを後押しすることが求められています。
- ◇ さらに、土・水・緑、そこに生息・生育する生きものとの触れ合う機会が少なくなっている地域では、自然との触れ合い活動等の推進を通じた広報・教育・普及啓発等によって、地域における人と自然の関係を見直し・再構築を進めていくことが必要です。
- ◇ 北区内の生きものの保全を進めていくためには、できるだけ多くの区民や民間団体、事業者等の協力が必要なことから、積極的な情報発信や学ぶ機会の創出を進めることが求められます。

施策の方向性

- ◆ 東京都との連携のもと、区民や区内企業、民間団体等が、生物多様性の重要性を理解し、主体的な緑化や保全活動が活性化するよう、基礎情報の整理や学習機会の創出に努めます。

<施策例：地域と連携した啓発活動>

- 東京都と連携し、地域の小中学生や民間団体等とともに、生きもの観察会や清掃活動を実施し、自然環境や生態系の保全に関わる啓発活動を進めます。
- ◆ 北区の自然の実態を明らかにするため、自然の変化の記録・保存を継続していきます。
- ◆ 基礎データの活用について、大学や地方・民間の調査研究機関、博物館等の相互のネットワークの強化等を通じて情報を共有する等といった、自然環境データの有効活用策について検討を進めていきます。

<施策例：生きもの情報の活用の促進>

- 「河川生物生息調査」や「野鳥調査」等の結果について、有識者の指導のもと、学校や地域単位での地図化や区民協働での取りまとめを行い、「北区の環境」の基礎情報として整理します。
- 生きものの生息・生育に関する基礎情報収集のため、ホームページ等を活用した効率的な手法を検討します。
- 駆除が必要な種の情報を収集し、生態系に与える影響が大きな種を整理するなど、基礎情報の活用を進めていきます。
- 区の調査結果等を活用し、身近な生きものの生息・生育保全すべき地域・地点を、学識経験者や区民と協働で取りまとめます。
- 生きものとの付き合い方に対する情報を整理するとともに、区民・事業者向けの提供手法について検討します。

- ◆ 野生生物の生態や正しい付き合い方等を学ぶことができる場や機会の充実を図ります。

＜施策例：生きものについて学ぶ機会の増加＞

- ・ 区立小中学校を対象に環境教育を取り入れた学校ぐるみによるビオトープの整備を進めます。また、ワンドの整備を通し生きものとのかかわり方について学び、行動を促す取組みを進めます。
- ・ 生きものとのかかわり方について学ぶための参考となるよう、生きものとの付き合い方に対する情報や駆除が必要な種の情報の活用を図ります。
- ・ 既設ビオトープを活用した環境教育を推進するため、指導者となるリーダーの養成及び案内板設置等、生きものとのふれあう機会の創出に努めます。

環境配慮指針

（区民）

- ・ 生き物観察会に参加します。
- ・ 北区内の動植物について理解を深めます。
- ・ ビオトープの設置・運営に参加・協力します。

（事業者）

- ・ 事業所の敷地内に多様な生物が生息できるよう、池や緑地をなるべく確保します。
- ・ 緑化にあたっては生物に配慮した樹種の選定に努めます。
- ・ 生物に配慮した夜間照明の工夫します。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|-------------------------------|--|--------|
| 「環境大学事業」における講師やサポート人材の育成講座の実施 | 実施* ¹ | 継続 |
| 区内生きものの調査結果を活用した学習会等の参加者数 | 参加者数 376 名* ² (平成 24 年度) | 増加 |
| 「環境大学事業」におけるセミナー等の参加者数 | 延べ 1,323 名 (平成 24 年度) | 増加 |

* 1 環境リーダー養成講座

* 2 自然ふれあい情報館

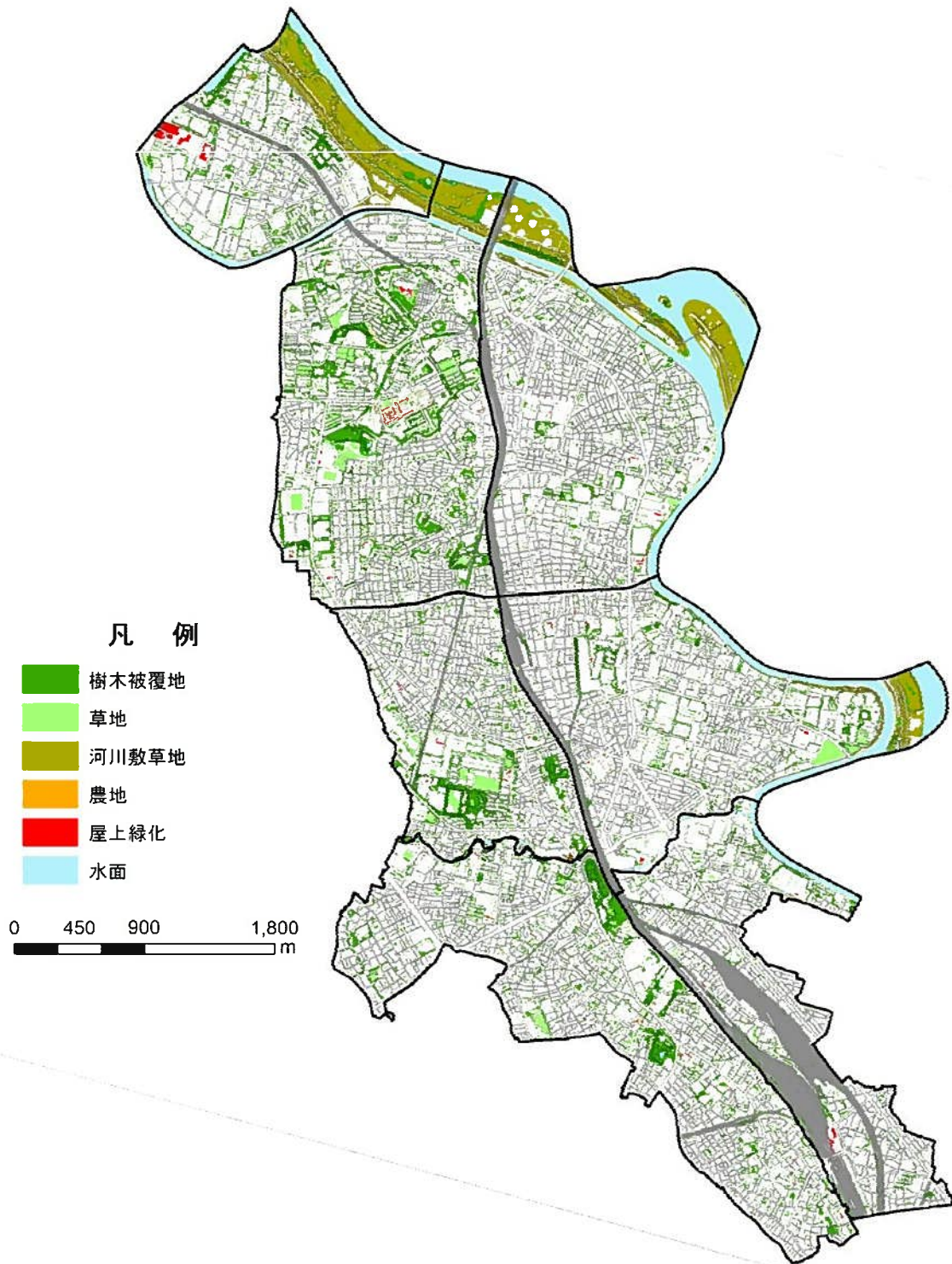
3.4-2 地域に密着した緑の保全と創出の仕組みづくり

少子高齢化の進展によって、担い手不足が懸念される将来、区内の緑の保全と創出を継続するためには、地域主導で実現可能な仕組みを指向していくことが重要です。

現状

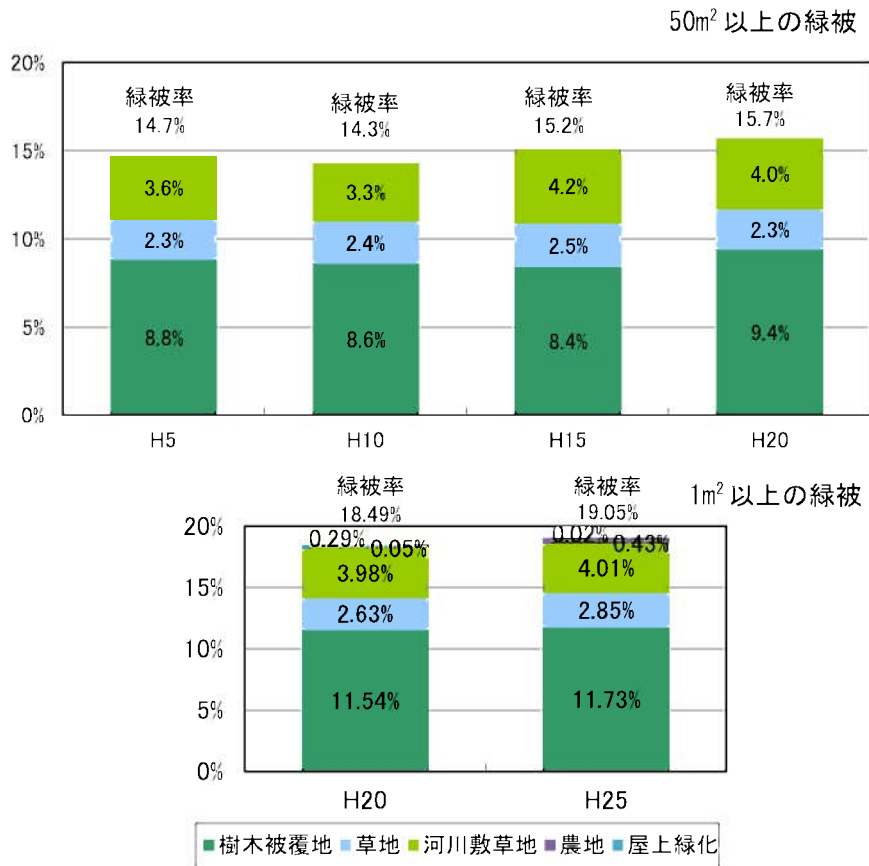
- 緑は、私たちの生活に豊かさやうるおいを与えるとともに、大気を浄化して、災害時には防災機能を果たすなど、快適な都市環境を提供しています。
- 北区には、飛鳥山、崖地、河川敷等といった、今なお貴重な緑が残っています。市街地に残る屋敷林や雑木林等も、都市化が高度に進む北区では保全すべき重要な緑です。
- 北区の緑被を見ると、崖線から台地部に古くから緑地を活かした公園の緑地が緑の骨格を形成し、樹林や大径木の分布も多いという特性があります（図 25）。
- 北区では、公園・緑地、道路において緑を増やす取組みを進めています。「東京都北区みどりの条例（昭和 60 年条例第 15 号）」による緑化計画書の認定制度に基づき、緑化を義務づけているところです。5 年ごとに行っている緑被率調査によると、緑被率は増加傾向にあります（図 26）。
- アンケートによると、生物多様性を保全していくうえで、豊かな緑の保全を進めることについて、約 8 割の方が重要であると認識しています。事業者においては、半数以上*で樹木や生け垣などの保全をしており、緑化に対する取組みが進んでいる状況がうかがえます（図 27）。

※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比



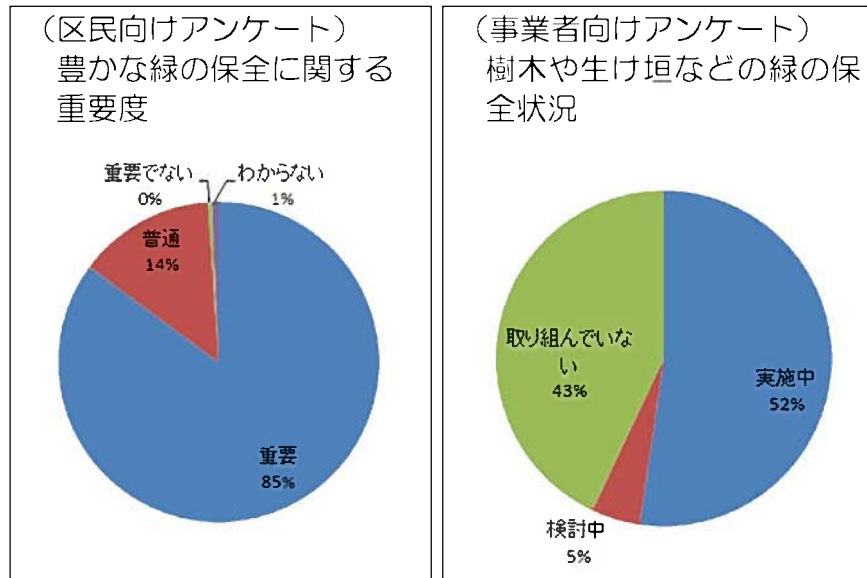
出典：平成 25 年度北区線の美観調査報告書（平成 26 年 3 月）

図 25 北区の緑被分布



資料：「北区緑の実態調査」（北区、平成25年度）

図 26 緑被率の推移



※ 「該当しないまたは不可能」、「無効、無回答」を除いた構成比

図 27 緑に関するアンケート結果

課題

- ◇ 市街地に残されている大切な緑を、より質の高いものにしていくために、屋敷林や雑木林等の既存緑地を保全していくことが必要です。
- ◇ 生物多様性を保全するには、住宅の庭から大規模な樹林地まで、多様な規模の緑被を保全・創出し、多様な野生生物が生息・生育できる場を用意することが必要です。
- ◇ さらに、北区の緑の骨格を形成している崖地樹林と河川敷を、将来にわたって保全していくことが必要です。
- ◇ 緑の防災機能に着目した場合、生け垣など身近な緑を増やしていくことも必要です。

施策の方向性

- ◆ 東京都と連携し、市民緑地制度や保全地域制度等を積極的に活用し、緑の保全を進めます。

<施策例：屋敷林や崖線等の保全>

- ・ 既存の緑を保全するため、東京都と連携し、特別緑地保全地区の指定を促進することによって、屋敷林や崖線等の都市の良好な自然的環境となる緑地を着実に保全していきます。
- ・ 行政区域を越えた崖線の緑については、東京都の「崖線の緑を保全するためのガイドライン」に基づき、関係自治体と連携して、保全を検討します。

<施策例：建築物の屋上・ベランダ及び壁面の緑化に係る普及・啓発の推進>

- ・ 北区の助成事業（都市建築物緑化促進事業助成金）を活用した緑化を進める事業者に対して緑化工法の紹介を行います。

<施策例：街路樹の充実>

- ・ 道路新設や既設道路の大規模改修に際しては街路樹の充実を図っていきます。

- ◆ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、味の素ナショナルトレーニングセンターをはじめとする練習施設周辺を、区民とともに季節の草花で飾っていきます。
- ◆ 二酸化炭素の吸収や防災性の強化、景観の改善などに寄与するため、区有公共施設の緑化を積極的に推進するとともに、民有地の緑化を支援します。

<施策例：公共施設における緑化推進拠点の創出>

- ・ 区立小中学校においては、学校を改築する際や環境教育を通じ、壁面緑化、屋上緑化やビオトープづくりなどにより、身近でみどりにふれ合える場所を整備するとともに、多様な生きものの生息場所、立ち寄り場所を創出し、地域における緑化の推進に積極的に貢献します。

- ◆ 緑地の管理にあたっては、美化ボランティアの活用等、自然共生や区民の協働を進めるための仕組みの構築について、検討を行っていきます。

＜施策例：区民とともに作る公園の実現＞

- ・ 未永く地域に愛される公園を目指すために、区民等の意見を募ります。

- ◆ 既存ブロック塀等の建替を契機として、生け垣の導入を進めます。導入や維持管理における協力体制、知識や技術等の習得支援を進めます。

＜施策例：生け垣助成の拡充＞

- ・ 緑の実態調査（平成 25 年度）の結果を踏まえ指定したモデル地区において、既存ブロック塀撤去と生け垣造成に対する助成を拡大します。
- ・ 制度の周知を図るため、各種環境関連イベントにおいて、生け垣化実施事例紹介や技術紹介をかねた、制度説明ブースを設置します。

＜施策例：緑化指針の策定＞

- ・ 緑化基準に基づき、景観や虫の増加に配慮した緑化指針（ガイドライン）を策定します。
- ・ 緑化指針（ガイドライン）の普及啓発を図るためリーフレットを作成し、環境学習拠点で配布します。

＜施策例：緑化メリットに関する認知度の向上＞

- ・ 緑化計画書提出事業者を対象とした緑化工法の紹介を行います。

環境配慮指針

（区民）

- ・ 緑化指針（ガイドライン）を用いて、ベランダ・窓辺緑化を進めるなど、身近なところから緑化を進めます。
- ・ 植木鉢で草花を育てたり、塀を生垣にして、美しいまち並みをつくります。

（事業者）

- ・ 緑化指針（ガイドライン）を用いて、壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化などを進めます。
- ・ 植木鉢の設置やブロック塀の生垣化など、美しいまち並づくりに取り組みます。

成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|
| 生垣造成助成の長さ（累計） | 5,494m （平成 24 年度） | 増加 |
| 延長 20m 以上の 接道緑化の総延長 | 31,610m （平成 25 年度） | 増加 （平成 26 年度中に検討予定） |
| 緑被率 （1m ² 以上） | 19.05% （平成 25 年度） | 20%* （平成 31 年度） |
| 区内の生きもの調査を活用した緑化指針等の策定 | （新規） | 策定 |

*北区緑の基本計画（平成 22 年 3 月）

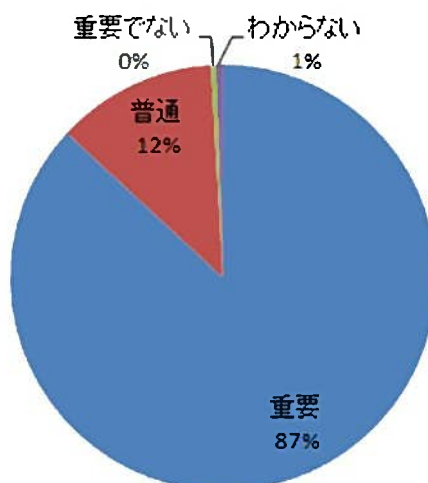
3.4-3 環境保全上健全な水循環の回復

長期的に見て、私たちの暮らしの質の向上や環境の保全を進めていくためには、環境保全上健全な水循環の回復に向けての取組みを図ることが重要です。

現状

- 健全な水循環を構築するためには、山間部から農村部、都市郊外部及び都市部まで、流域の水循環全体を視野に入れた、取組みが重要です。
- 北区は、崖線沿いに多くの湧水が存在しており、崖線の保全は水循環を学ぶうえで重要な地域でもあります。
- これまで、北区は雨水流出抑制施設の導入を推進してきました。
- アンケートによると、生物多様性を保全していくうえで、豊かな水と水辺の保全に関して、8割以上※の方が重要であると回答しています(図 28)。

※ 「無効、無回答」を除いた構成比



※ 「無効、無回答」を除いた構成比

図 28 豊かな水と水辺の保全に関する重要度に関するアンケート結果(区民)

課題

- ◇ 都市化等に伴う流域の地下浸透・涵養機能の低下等により、河川等の平常時の流量が減少し、その水質や水生生物等の生育・生息環境が失われる恐れがあります。雨水浸透等の対策を進める必要があります。
- ◇ 健全な水循環の構築に当たっては、一人一人が身近な水環境の魅力やそれが抱えている問題に気づき、主体的に活動することが重要です。人と水との触れ合いについて関心を高めていくための普及・啓発策が求められています。

施策の方向性

- ◆ 雨水浸透の推進は、地下水の涵養や湧水の保全対策だけでなく、集中豪雨に伴う水害対策としても有効です。雨水浸透施設の設置や透水性舗装など水循環のまちづくりを誘導していきます。

<施策例：雨水浸透の推進>

- ・ 学校改築の際は透水性の高い校庭を整備するなど、雨水浸透施設の設置を推進します。合わせて、トイレや樹木等への撒き水用に雨水を積極的に利用します。
- ・ 雨水浸透施設の設置を推進します。

- ◆ 流域自治体との連携体制を保持していきます。

<施策例：流域自治体との協働による河川水質調査の実施>

- ・ 流域自治体との協働による河川水質調査を実施します。

- ◆ 区内の貴重な自然環境である湧水地等の活用等によって、人々の水への関心をより一層高めていきます。

<施策例：家庭でできる水質汚濁防止対策のPR>

- ・ 家庭でできる水質汚濁防止対策をPRします。

<施策例：水循環の重要性に関する意識啓発>

- ・ 公開が可能な湧水地を活用した環境教育を進めることについて、検討します。

環境配慮指針

(区民)

- ・ 廃油や生ごみをそのまま流さないように工夫します。
- ・ 雨水などの有効利用に努めます。
- ・ 地下水の利用者は揚水量基準を守ります。

(事業者)

- ・ 工場、事業所の排水を減らします。
- ・ 各工場や事業所で水質汚濁物質の適切な廃水処理を行います。
- ・ 調理くずや食べ残したのものなどの排水への混入を防止します。
- ・ 排水処理施設を適切に維持管理します。
- ・ 揚水量基準を守ります。
- ・ 雨水浸透施設を導入します。
- ・ 雨水・再生水利用施設を導入します。

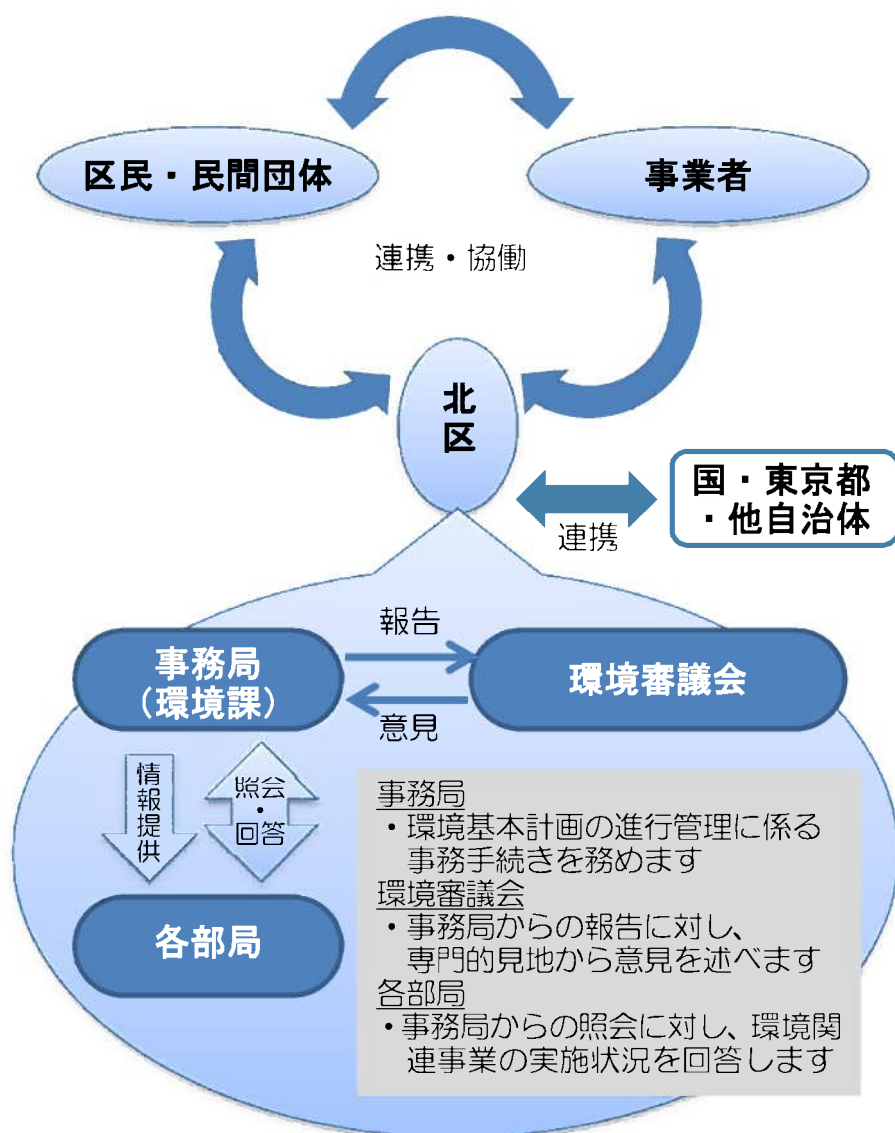
成果と目標

| 成果指標 | 現 状 | 具体的な目標 |
|-----------------------|---------------------|--------|
| 湧水地点数 | 12 地点 (平成 25 年度) | 現状維持 |
| 河川生物生息調査による モニタリング | 実施 | 継続 |

4 計画の進行管理

この計画では、目標達成に向けた取組みを進めるため、区民・民間団体と事業者、区が連携して環境活動を行います。区は、環境の保全と創造に係る活動の主体となる区民・事業者の参画を、様々な場面で推進し、各主体が連携して取組みを進めることができるよう、仕組みづくりを図っていきます。(図 29)

計画の進行管理にあたっては、北区環境基本計画(Plan)→取組みの実施(Do)→進捗状況の点検・公表(Check)→見直し(Action)というPDCAサイクルによって環境保全の取組みや、計画の内容の継続的な改善を図ります(図 30)。



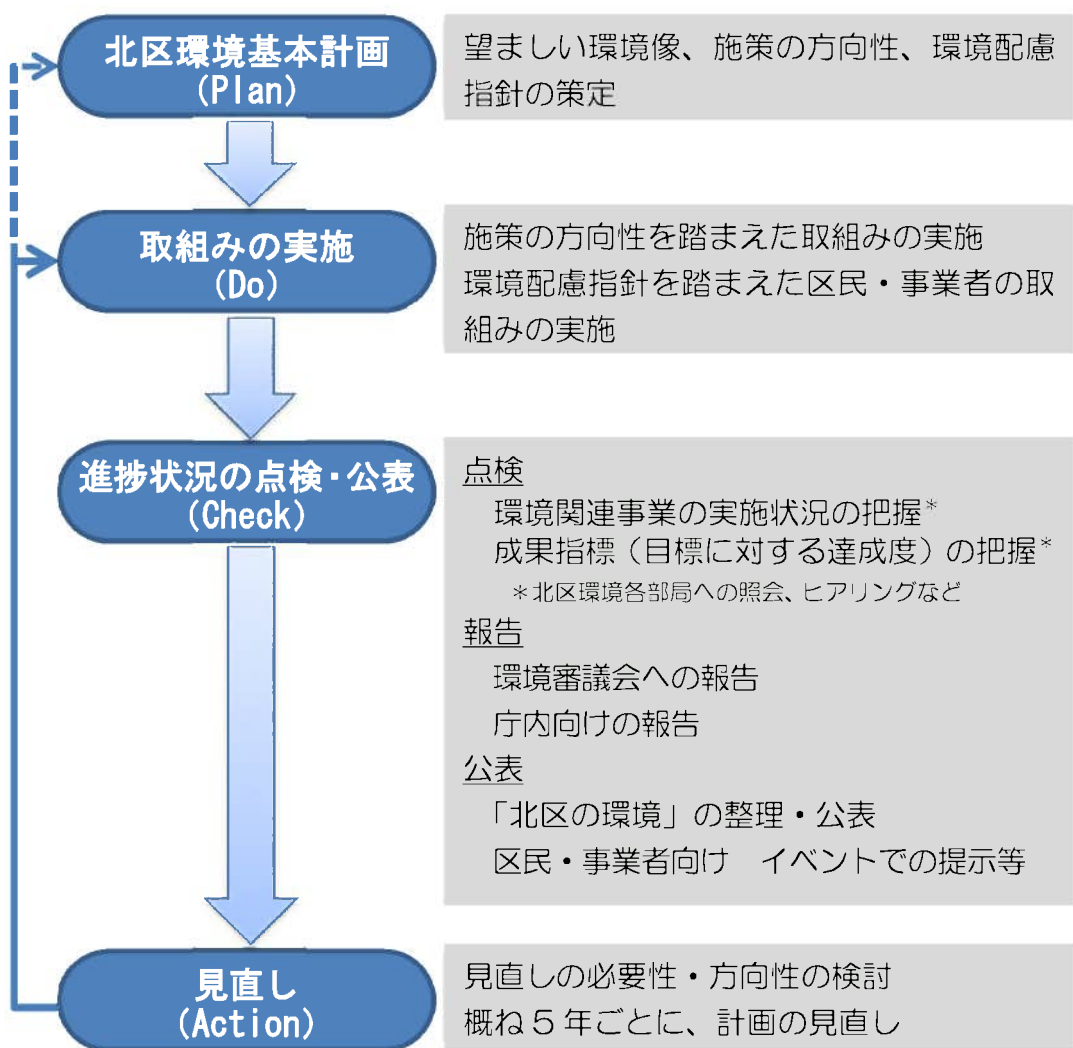


図 30 計画の進行管理の流れ

参考資料 計画を取り巻く背景

1 北区の地域特性

(1) 地形

北区の地形は、JR京浜東北線を境に、大きく西側の山手台地と東側の下町低地の二つに分けられます。台地（本郷台）と低地の崖線に湧水地点があり、北区内には12の湧水があります（図31）。

河川は、区域の北東境に、荒川、新河岸川、隅田川が流れ、南寄りには石神井川（音無川）が隅田川に流入していて、人々に親しまれています（図32）。

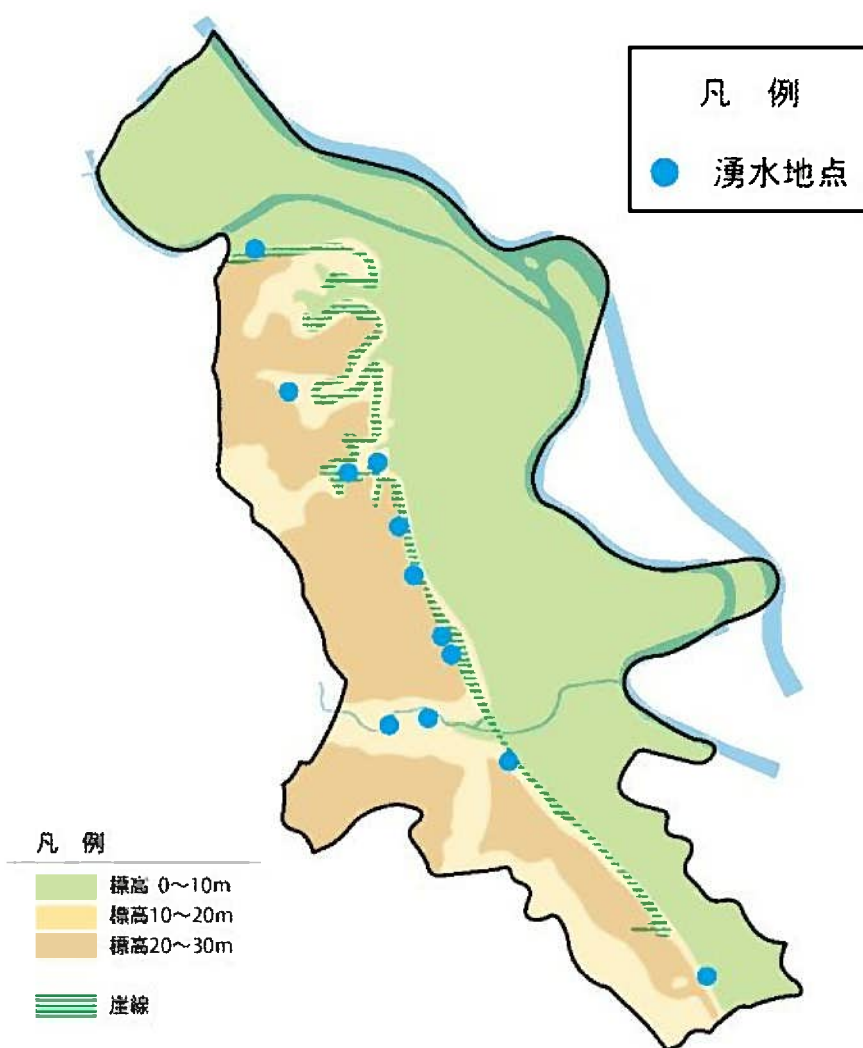
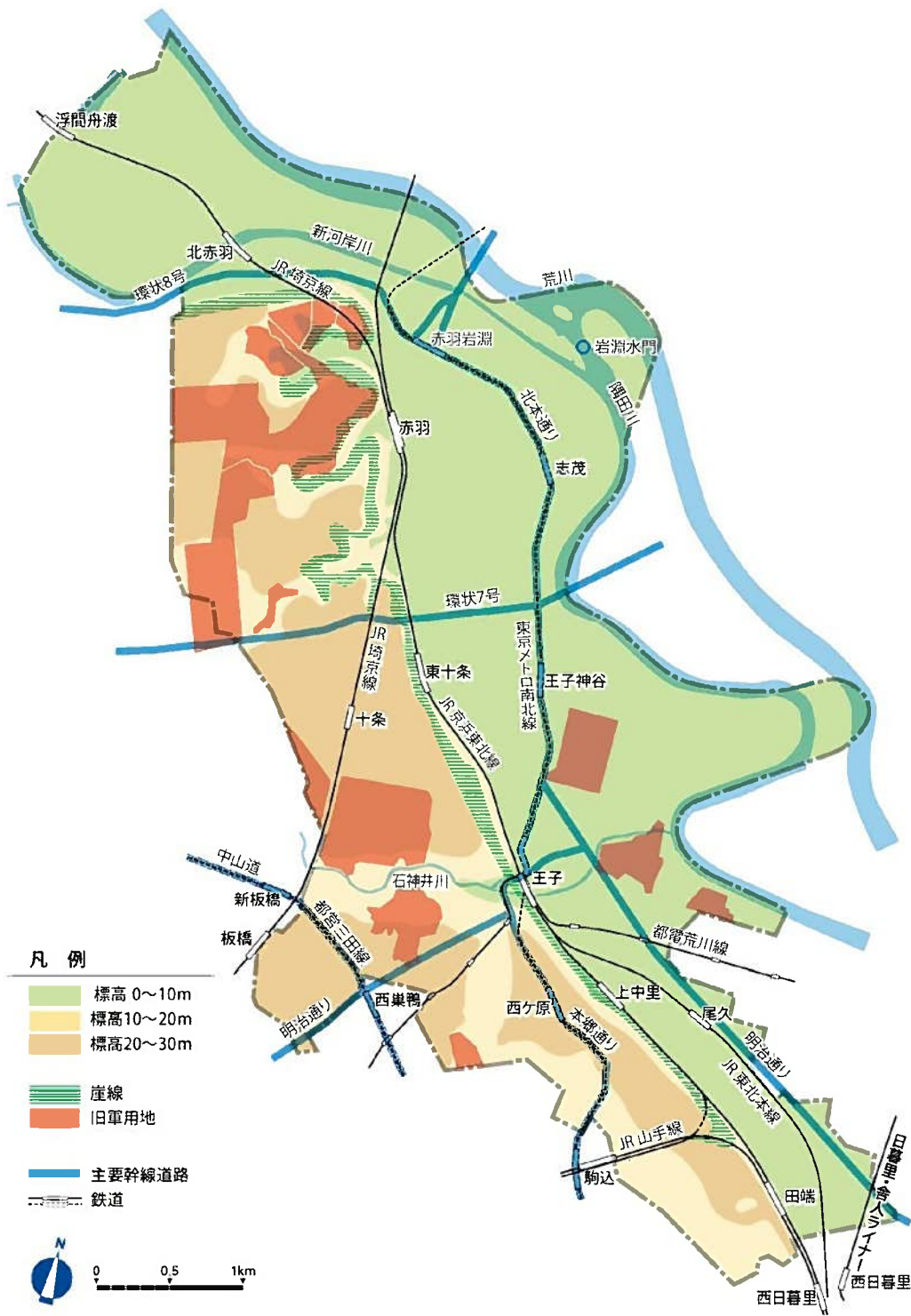


図 31 区内の湧水の分布図



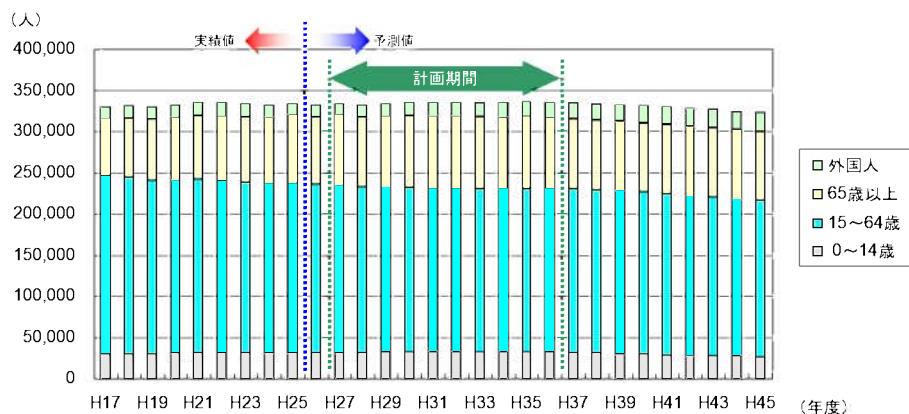
出典：北区都市計画マスタープラン 2010（北区、平成 22 年度）

図 32 北区の地形

(2) 人口

北区の総人口は平成 25（2013）年 1 月 1 日現在 333,132 人であり、近年はほぼ横ばいで推移しています。この計画の計画期間である平成 36 年（2024）頃まではこの傾向が続き、その後は緩やかに減少していくと予測されます。

また高齢化も進み、平成 25（2013）年 1 月現在の高齢化率は 24.6%であるのに対し、平成 36（2024）年度には 27.0%まで上昇すると予測されます。

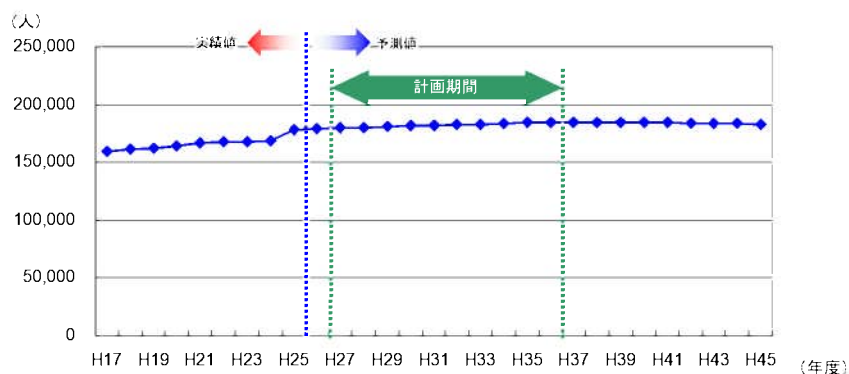


- 備考) 1 数値は各年 1 月 1 日現在のものです。
 2 平成 25 年度以前は実績値、平成 26 年度以降は推計値を示しています。
 改定期間中に最新データが確定しましたら更新します。

資料：平成 25 年度以前 住民基本台帳
 平成 26 年度以降 北区人口推計調査報告書（北区、平成 25 年）

図 33 人口の推移と将来推計

北区の総世帯数は平成 25（2013）年 1 月現在 178,589 世帯で、増加傾向が続いています。すなわち、人口がほぼ横ばいで推移しているのに対し、世帯数が増加傾向にあることから、世帯あたり人員数が減少していくことが予測されます。



- 備考) 1 数値は各年 1 月 1 日現在のものです。
 2 平成 25 年度以前は実績値、平成 26 年度以降は推計値を示しています。
 改定期間中に最新データが確定しましたら更新します。
 3 統計手法の変更のため、平成 24 年度以前の数値は外国人世帯数を含みません。

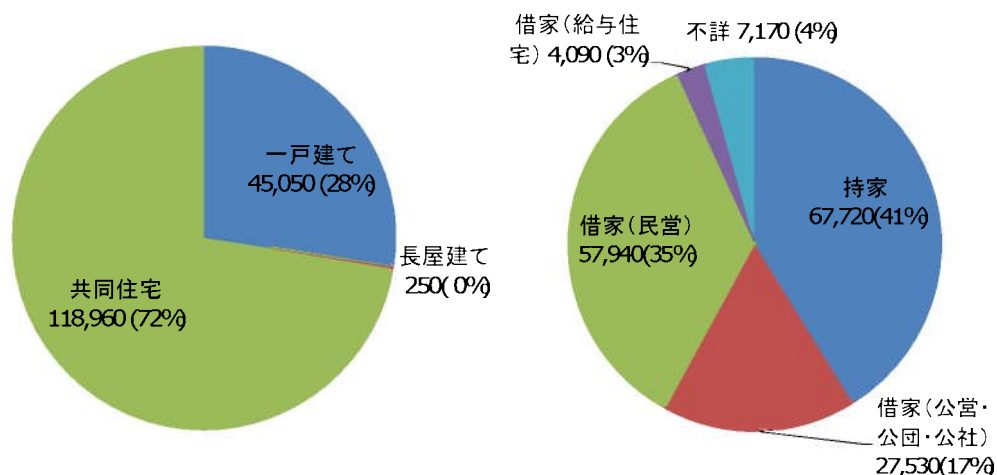
資料：平成 25 年度以前 住民基本台帳
 平成 26 年度以降 北区人口推計調査報告書（北区、平成 25 年）

図 34 世帯数の推移と将来推計

(3) 住宅数

北区の住戸数は 164,450 戸（平成 20（2008）年度）のうち約 7 割が集合住宅（長屋建、共同住宅）という特性があります（図 35）。

所有関係別に見ると、持ち家が 4 割と最も多くなっています。



資料：住宅土地統計調査（平成 20 年度）、北区行政資料集（平成 24 年度版）

図 35 北区の住宅数及び所有形態別住居数

(4) 土地利用

北区の地形は、大きく西側の台地部と東側の低地部とに分けられます。

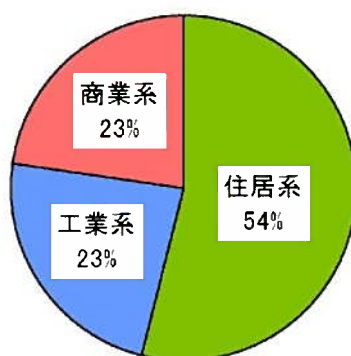
台地部は、古くは畑地、荒地等の土地利用が主でしたが、明治 20 年以降、軍施設の相次ぐ転入により軍用地として利用されました。戦後、大部分の軍用地が解放され、その跡地は大規模住宅団地、病院、公園等に利用されています。一方、低地部は、長い間水田の広がる農耕地でしたが、昭和初期に入ると大小工場の進出が相次ぎ工場地帯となりました。その後、昭和 40 年台に入り工場が区外等へと分散し、工場跡地は住宅・業務・流通などの土地利用に転用されています。

現在の北区の土地利用の方針は、新河岸川や隅田川沿いが工業系、それ以外の大部分が住宅系や商業・業務系となっています。また、昭和 61 年の土地利用と比較してみると、浮間地区における新河岸川沿いの工業用地、低地部である赤羽東地区や王子東地区の各所に点在していた工業用地が減少していることがわかります（図 36）。

平成 25（2013）年度現在の用途地域の内訳をみると、住居系地域が半数以上を占め、続いて工業系地域、商業系地域の順となっています（図 37）。



図 36 北区の土地利用の基本方針



備考) 数値は平成 25 年 4 月 1 日現在のものです。

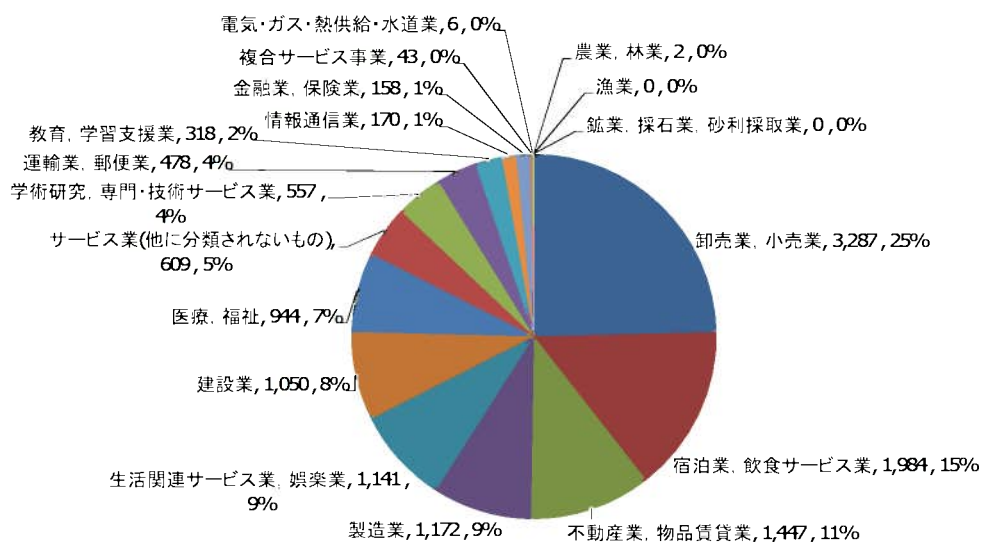
資料：北区行政資料集（北区、平成 25 年度）

図 37 用途地域の割合

(5) 産業

北区は製紙業発祥の地であったことから、大きな製紙会社や印刷会社があり、浮間地区、赤羽東地区、王子東地区などに工場が多くみられます。JR 駅周辺には、商業が集積しており、大きな商業核が存在しています。中でも赤羽駅周辺は、大型店を中心に面的に広がっているのが特徴です。

平成 24(2012)年度における事業所の産業分類をみると、「卸売業、小売業」「宿泊業、飲食サービス業」「不動産業、物品賃貸業」「製造業」「生活関連サービス業、娯楽業」「建設業」といった事業所が多いことがわかります（図 38）。



資料：平成 24 年経済センサス - 活動調査（総務省統計局 平成 26 年 3 月）

図 38 北区の事業所分類別の割合

2 北区の取組み状況と課題

北区では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成7年から計画に基づく取組みを進めてきました。

現行計画（「北区環境基本計画」（平成17年6月）をいう。以下同じ。）は、第2期目の計画にあたります。

現行計画では、現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる「環境共生都市の実現」を理念とし、望ましい環境像を掲げ、区民・事業者・民間団体・区の協働による環境保全への取組みの方向性を示すことを目的として、環境施策を推進してきました。

現行計画策定後10年を迎え、（新）環境基本計画を策定するにあたって、現行計画の進捗と評価を行うため、現行計画のレビューを行いました。レビューにあたっては、取組みの実施状況を点検するとともに、区民・中小企業向けのアンケート（以下「アンケート」という。）によって環境に関する満足度・重要度を把握しました。

ここでは、現行計画に基づき進めてきた環境保全への取組みについて、実施状況と課題を整理し、現行計画の基本目標ごとに、今後の方向性をとりまとめています。

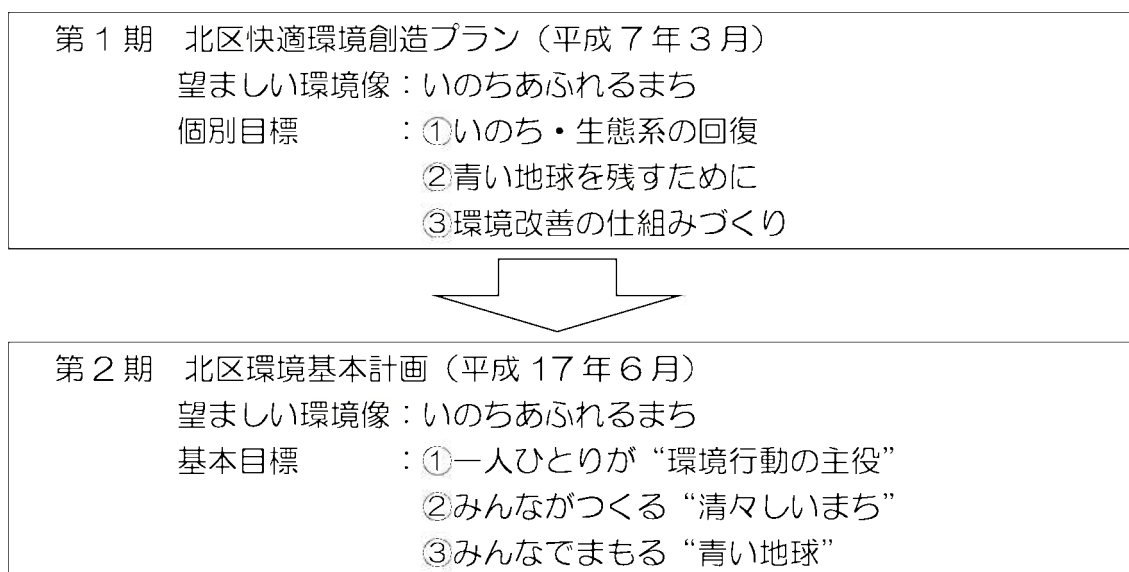











図 40 『北区環境基本計画』の改定状況

(1) 基本目標 1 一人ひとりが環境行動の主役





| 現行計画に基づく取組みの状況と課題 | 見直しの方向性 |
|---|--|
| <p>【環境リーダー等の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境活動を率先する環境リーダーの育成を進めている。 環境リーダーの活動内容がピオトープに特化しており、活躍の場が限られている。 活躍機会を広げるためには、環境活動メニューの多様化等が必要。 <p>【環境学習の機会の確保（環境意識の向上）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 取組みの継続性を確保するためには、環境学習・教育と連携させる仕組みの構築が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の担い手となる人材育成の促進  <p>⑨ 基本目標 1</p> |
| <p>【自主的な活動の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自主的な活動を促進するためのプログラム（環境活動自己診断）や支援制度は概ね計画通り実施されている。 環境学習の場の充実さに関する満足度は中程度である。 環境学習の場の利活用を進めていくことが必要。 <p>【気づきの機会の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> 北区環境行動・配慮指針を作成し、区民・事業者・民間団体の取組みの啓発を図っている。 区民と事業者に対して新エネ・省エネ設備の導入助成を行っている。 事業者に対してエコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの導入に対する支援を行っている。 アンケートによると、「環境管理への取組み」に関し、取り組んでいないと回答する事業者が 5 割を上回る。 中小企業向けに、意識啓発や取り組みやすい仕組みを構築していくことが求められる。 区民に対しては、環境問題に対して正しく考え行動できる力を身につけたり、関心を高めることができる講座が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> 区民や事業者への支援の多様化  <p>⑨ 基本目標 1</p> |
| <p>【環境情報の収集・整理・提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境に関する情報は多岐にわたる。 アンケートによると「環境情報の知りやすさ」に関し、満足・やや満足と回答する方が 1 割程度。 環境情報を効果的に発信することが必要。 出前講座の充実や体験活動の充実と新しいメニューの開拓が求められる。 <p>【環境学習の機会の確保（体験の機会の確保）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 他自治体との交流等によって、活発な活動を促進させることが求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> 環境に関する情報共有の促進  <p>⑨ 基本目標 1</p> |

(2) 基本目標 2 みんながつくる清々しいまち

| 現行計画に基づく取組みの状況と課題 | 見直しの方向性 |
|--|---|
| <p>【大気等の実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、騒音・振動に関する取組みは、国や東京都との連携のもと、概ね計画的に実施されている。 ・広域的な環境問題である光化学オキシダントについて、環境基準達成率が低くなっている。 ・光化学オキシダントについて、国や東京都との連携のもと、取組みを継続していくことが求められる。 <p>【不快な騒音や振動を減らす】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住工混在による生活騒音・振動問題の顕在化等の新たな問題が発生しており、地域特性に応じた対策が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・よりよい生活環境の創出に向けた取組みの展開  <p>④ 基本目標 2</p> |
| <p>【有害化学物質の管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートによると、有害化学物質を適正に管理していると回答する事業者が 8 割[※]に達する。 ※ 「該当しないまたは不可能」を除いた構成比 ・近年明らかになった環境課題に対して、国や東京都との連携のもと、関連情報を分かりやすく発信することが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質の取り扱いに対する理解の促進  <p>④ 基本目標 2</p> |
| <p>【緑・水辺の保全・創出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区の緑被率は増加している。 ・緑の少ない地域では、緑を増やす行動の定着化が必要。 ・緑の管理には人手がかかるため、地域住民や民間団体による管理を含め、長期的な考え方（方針）をまとめることが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・比較的緑被率が低い地域における緑を増やす行動の定着化  <p>④ 基本目標 4</p> |
| <p>【人との自然共生を目指す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然共生に関する取組みを進めるためには、基礎情報の整理・活用が求められる。 ・北区では、河川生物生息調査を継続している。 ・データの整理方法を充実していくことが必要。 ・データの活用方法について検討が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・北区の生きものに関する情報の積極的活用  <p>④ 基本目標 4</p> |

| 現行計画に基づく取組みの状況と課題 | 見直しの方向性 |
|--|---|
| <p>【ヒートアイランド対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> • まちづくりの事業と連携して、緑化や公園の整備が概ね計画通り実施されている。 • アンケートによると地球温暖化対策・ヒートアイランド現象に対する取組みに対し、満足・やや満足と回答する方が1割程度と低い。 • ヒートアイランド対策については、東京都が行う調査・研究への協力が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> • 公共施設における率先行動とあわせ、東京都が行うヒートアイランド対策に関する調査・研究への協力  <p>⑨ 基本目標2</p> |
| <p>【美しいまちの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「ポイ捨て防止等のマナーの向上」に関しては、ボランティアの活用によって、概ね計画通り実施されている。 • 行動定着のためには、区内駅周辺でのキャンペーンの継続や地域における清掃活動の促進が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> • 体制の整備やキャンペーンの継続・拡大による環境美化の一層の促進  <p>⑨ 基本目標2</p> |

(3) 基本目標3 みんなでまもる青い地球

| 現行計画に基づく取組みの状況と課題 | 見直しの方向性 |
|--|---|
| <p>【省エネルギー行動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内における取組み体制構築や、家庭や事業所における導入支援等は、概ね計画通りに実施されている。 ・アンケートによると、家庭における省エネ機器導入を伴う取組みの実施率は低い。 ・生活スタイルとの相関性を認識したうえで、必要な取組みを普及させていくことが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・日々の営みの中で、積極的な参加が期待されるエネルギー対策の推進  <p>⑨ 基本目標3</p> |
| <p>【新（現行計画に未掲載だが実施した取組み）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災以降、わが国のエネルギーセキュリティの課題が浮き彫りとなった。 ・行政サービスの継続のためには、非常時にも活用可能なエネルギーシステムの構築について検討することが必要。 ・北区内では、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいるが、今後、さらなる導入促進、展開が求められる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・区民の暮らしに根ざした、災害時にも区民生活を支えるエネルギーシステムの導入  <p>⑨ 基本目標3</p> |
| <p>【ごみ減量・リサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北区では、エコ広場館の設置・活用に重点を置き取り組んでいる。 ・アンケートによると区民は「3R」の実施率が高い。事業者は「ゼロ・エミッションへの取組み」の実施率が低かった。 ・さらなるごみ減量への協力を求めるためには住民や事業者と協働できる人材を育成することが必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量につながる普及啓発、広報活動のさらなる拡充  <p>⑨ 基本目標3</p> |
| <p>【環境負荷の少ない処理・処分の実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケートによると、北区や地域で行っている資源回収への協力度、リサイクルに協力する事業者の割合が高い。 ・リサイクルの担い手の高齢化が進むほか、さらなる促進のためには、ごみ処理全体の仕組みを踏まえた分別方法への理解が必要。 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団回収運動等の区民の自主的な活動の支援の強化  <p>⑨ 基本目標3</p> |

3 検討の経過

■平成 25 年度

| 開催日 | 会議名 | 議題 |
|----------------------|---------------------|---|
| 平成 25 年 9 月 11 日 | 第 1 回東京都北区環 境審議会 | (1) 北区環境基本計画の改定について ・ 環境基本計画改定の進め方 ・ 専門部会の設置について ・ 計画の基本的事項について ・ 北区の地域特性について ・ 意識調査のスケジュール、方法について |
| 平成 25 年 11 月 1 日 | 第 1 回 低炭素・循環部会 | (1) 北区環境基本計画の改定について ・ 専門部会で取り扱うテーマと関連施 策、検討スケジュールについて ・ 現行計画の進捗状況について |
| 平成 25 年 11 月 15 日 | 第 1 回 自然共生部会 | |
| 平成 25 年 11 月 19 日 | 第 1 回 くらし・環境経営部会 | |
| 平成 26 年 2 月 4 日 | 第 2 回 低炭素・循環部会 | (1) 北区環境基本計画の改定について ・ 施策の方向性について ・ 重点的に取り組むべき施策案・優先事 業案について |
| 平成 26 年 2 月 7 日 | 第 2 回 自然共生部会 | |
| 平成 26 年 2 月 7 日 | 第 2 回 くらし・環境経営部会 | |
| 平成 26 年 3 月 27 日 | 第 2 回東京都北区環 境審議会 | (1) 北区環境基本計画改定における骨子 案について ・ 現行計画の進捗状況とその評価・課題 について ・ アンケート結果の報告 ・ 施策の方向性について |

■平成 26 年度

| 開催日 | 会議名 | 議題 |
|---------------------|---------------------|--|
| 平成 26 年 5 月 15 日 | 第 1 回 低炭素・循環部会 | (1) 北区環境基本計画の改定について ・ 北区環境基本計画（骨子）について ・ 重点的に取り組むべき施策案・優先事 業案について |
| 平成 26 年 5 月 12 日 | 第 1 回 自然共生部会 | |
| 平成 26 年 5 月 13 日 | 第 1 回 くらし・環境経営部会 | |
| 平成 26 年 7 月 14 日 | 第 2 回 低炭素・循環部会 | (1) 北区環境基本計画の改定について ・ 北区環境基本計画（答申案）について ・ 重点的な取組みについて |
| 平成 26 年 7 月 15 日 | 第 2 回 自然共生部会 | |
| 平成 26 年 7 月 8 日 | 第 2 回 くらし・環境経営部会 | |

4 委員名簿

■東京都北区環境審議会

| | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------|--------|-------------------------------------|--------------|
| 学識経験者 | 丸田 頼一 | 一般社団法人 環境情報科学センター理事長 千葉大学名誉教授 | 会長 |
| | 細見 正明 | 東京農工大学大学院 工学研究院 教授 | 副会長 |
| | 巻出 義紘 | 東京大学名誉教授 | |
| | 品川 明 | 学習院女子大学 環境教育センター 教授 | |
| | 柳井 重人 | 千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授 | |
| | 吉川 正人 | 東京農工大学大学院 農学府 准教授 | |
| 区民 | 秋山 香織 | 公募区民 | |
| | 広野 要 | 公募区民 | |
| | 齋藤 邦彦 | 北区町会自治会連合会 副会長 (赤羽地区町会自治会連合会 会長) | |
| 民間団体 | 小山 文大 | トライネットワーク | |
| | 原 芳子 | 北区グリーンクラブ 会長 | |
| 事業者 | 尾花 秀雄 | 北区商店街連合会 会長 | |
| | 岸田 辰夫 | 一般社団法人 北産業連合会 顧問 | |
| 区議会議員 | 戸枝 大幸 | 議長 | |
| | 花見 隆 | 副議長 | 平成 26 年 5 月～ |
| | 青木 博子 | 区民生活委員会 委員長 | 平成 26 年 5 月～ |
| | 大沢 たかし | 区民生活委員会 副委員長 | 平成 26 年 5 月～ |
| | 上川 晃 | 副議長 | ～平成 26 年 5 月 |
| | 八百川 孝 | 区民生活委員会 委員長 | ～平成 26 年 5 月 |
| | 赤江 なつ | 区民生活委員会 副委員長 | ～平成 26 年 5 月 |

■部会

(低炭素・循環部会)

| | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------|-------|-------------------------------------|---------------|
| 学識経験者 | 巻出 義紘 | 東京大学名誉教授 | 部会長 |
| | 小川 芳樹 | 東洋大学経済学部 経済学部長 総合政策学科 教授 | |
| 区民 | 秋山 香織 | 公募区民 | |
| | 齋藤 邦彦 | 北区町会自治会連合会 副会長 (赤羽地区町会自治会連合会 会長) | |
| 事業者 | 尾花 秀雄 | 北区商店街連合会 会長 | |
| | 中人 浩一 | 東京電力株式会社 大塚支社 支社長 | ～平成 25 年 11 月 |
| | 石川 文彦 | | 平成 25 年 11 月～ |
| | 市川 徹 | 東京ガス株式会社 北部支店 副支店長 | |

(自然共生部会)

| | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------|-------|--------------------|-----|
| 学識経験者 | 柳井 重人 | 千葉大学大学院 園芸学研究科 准教授 | 部会長 |
| | 吉川 正人 | 東京農工大学大学院 農学府 准教授 | |
| 民間団体 | 小山 文大 | トライネットワーク | |
| | 原 芳子 | 北区グリーンクラブ 会長 | |

(くらし・環境経営部会)

| | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|-------|--------|-----------------------------|-----|
| 学識経験者 | 品川 明 | 学習院女子大学 環境教育センター 教授 | 部会長 |
| | 一方井 誠治 | 武蔵野大学 環境学部 環境学科 環境学専攻 教授 | |
| 区民 | 広野 要 | 公募区民 | |
| 事業者 | 岸田 辰夫 | 一般社団法人 北産業連合会 顧問 | |

北区環境基本計画の改定スケジュール

参考資料1

| 検討項目 | 平成25年度 | | | | | | | | | 平成26年度 | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--------|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|--------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|
| | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 | 上 | 中 | 下 |
| (1) 基本的事項の整理・検討 | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 北区の環境の現況把握 | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 区民等の意識調査の実施 | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (4) 現行計画の評価、検証、課題の抽出・整理 | | | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (5) 環境基本計画・骨子案の作成 | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| (6) 優先事業の事業計画(案)の作成 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| (7) 環境基本計画・答申案の作成 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (8) 環境基本計画の策定 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (9) 環境審議会及び専門部会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①環境審議会 | | ■ | ■ | ■ | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| ②環境審議会 専門部会 | | | | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (10) パブリックコメントの実施 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

現在の進捗

現況調査結果報告書

意識調査実施報告書

環境基本計画・骨子案

事業計画(複数案)

環境基本計画・答申案

環境基本計画(素案)

環境基本計画策定

1) 諮問
2) 基本計画改定の進め方
3) 専門部会の設置

1) 骨子案
2) 専門部会検討内容の報告

1) 答申

1) 計画策定の報告

1) 専門部会の進め方の確認
2) 委員自己紹介
3) ゲストスピーカーによる事業紹介

1) 現況調査結果、課題抽出結果の確認
2) 重点施策・優先事業の検討

1) 重点施策・優先事業の検討

1) 重点施策・優先事業案の確認
2) 答申案の検討

パブコメ必要資料

パブコメ結果報告

パブコメ実施